

に關して政府の同意を求むるの時期及び手續は、衆議院の決議と毫も異なる所なし。同院が衆議院より豫算案の送付を受けたるは三月三日にして、會期剩す所僅かに四日に過ぎず。而して議院は之を委員に付託するに方りて二日間に審査を結了すべきの條件を添へたり。此を以て委員中辭職を申出づる者ありたりと雖も、留任委員は鋭意審査に従ひ、指定時間中に審査を了へて之を議院に報告す。其結果、毫も衆議院の決議を動かす所なく、本會議亦之を容れ、會期最終日を以て其全部を議了したり。

○確定豫算 明治二十四年度豫算案は如上の經過を以て兩院の協賛を得、茲に其成立を告げたり。左に其歳入出の確定數を掲ぐ。

歳入	七九、五四三、八六四 ^四	臨時部	三、九一八、六六七 ^四	合計	八三、四六二、五三二 ^四
		經常部			

歳出 六七、七八五、四三二 九、二二六、八一九 七七、〇一二、二五二

(註)右計數は總豫算及び二件の追加豫算を併算したるものなり○衆議院豫算委員會のたひ企てたる款項の組換變更は凡て原案の舊に復す○歳出決定額の政府要求額を減すること六百三十一萬二千一圓にして、査定案の削減に及ばざること二百五十六萬八千七百三十二圓なり○政府は衆議院の豫算再審委員會に對して鐵道建設費二十萬圓を讓歩することを約諾し、以て僅に妥協を了したりと雖も、其計數は之を豫算表中に現はさず。

第五章 法律案

○兩院通過法律案件銘 初て立法權に協賛したる第一回帝國議會は、百事總て草創に屬し、意の如く効果を收むること能はず。政府又は議員より當期議會に提出したる法律案の數實に五十三件の多きを數ふと雖も、其兩院を通過したるものは僅に左の六件に過ぎず。

特別輸出港規則追加法律案○商法に關する法律施行期限法律案○海軍省所管軍艦水雷艇並兵器製造費繰越に關する法律案○度量衡

法案(以上政府提出) ●商法及商法施行條例施行期限法律案 ○地租徵收期限改正法律案(以上衆議院提出)

●商法施行延期 明治二十四年一月一日より施行すべき商法及び商法施行條例の發効期限を改めて同二十六年一月一日と爲すの法律案、一議員の名を以て衆議院に提出せらる。其理由は民法商法は交互密接の關係を有する法典なるに拘らず、前者の發効期限を二十六年一月一日と定め、後者の發効期限を其二個年前と定めたるは、實施上頗る不便なりと云ふに在り。且つ商法中我國情習慣に合はずして、修正を施すべき點多々あるを以て、發効延期の時間を利して之を修正せんとするは發案者及び贊成者の希望なり。此の重要な法律案に對し、衆議院は二日に涉りて慎重なる討論を遂げ、六十七に對する百八十九を以て二讀會に移し、遂に之を可決す。貴族院亦

本案の討論に二日を費し、六十二に對する百四を以て之を可決し、別に商法修正の建議を爲す。商法延期案の兩院を通過するや、政府は商法に關係する各法律の施行期限を商法の施行期限と同一にするの法律案を提出し、兩院直ちに之を可決したり。

●人權關係各法律案 衆議院は人權に關する各法律を改正して自由を擴張せんと擬じ、議員より之が法律案を提出す。左の如し。此等法律案は爾後屢々議會に現はれたりと雖も、常に未決又は否決に終り、多年に亘りて解決を経す。其運命の同じきものは今後必しも一々之を録せず。

△保安條例廢止案 同法案は衆議院全會一致を以て之を可決す。然れども貴族院は殆んど全會期間空しく之を放任し、何等の決定を見ずして己む。

△政談集會政社法中改正案 政談・集會・政社の自由を擴張せんとする法律案は直ちに衆議院を通過したりと雖も、未だ貴族院の議題に上らずして已む。

△新聞紙條例中改正案 同條例中、發行停止・保證金・及び體刑を廢止するの法律案は、會期切迫の爲め衆議院の決定を見るに至らず。

○民力休養各法律案 衆議院が政費を節減して民力を休養せんことを努めたるは豫算の部に記する所の如し。此主義に基き議員より地租輕減及び地價修正の法律案を提出したり。左の如し。此案も前項人權自由に關する法案と等しく爾後屢々議會の問題と爲り、多年の久しきに亘りて解決を見ず。其運命の同じきものは今後必しも一々之を錄せず。

△地租輕減案 田畑地租一年の定率地價百分の二個半を改めて

百分の二と爲すの案にして、衆議院は直ちに此案を可決したり。然るに貴族院は未だ之を議題と爲すに至らずして已む。

△地價修正案 同案に對し、議員中地價修正の必要なを論ずる者あり。又其必要を認むるも、修正方法に異論を唱ふる者あり。種々激論の末、百七に對する百二十五を以て本案を否決せり。

第六章 雜 纂

○各種上奏案 憲法以前、代議制度の創立に熱心奔走し、誤て法網に觸れ、常事犯を以て擬律せられ、議會設立後仍ほ刑期中にある者尠からず。衆議院は此等罪人を特赦し、夫の國事犯人と等しく天恩に浴せしめんことを念ひ、之に關する上奏案を可決して闕下に捧呈したり。

衆議院は會期延長を請ひ奉らんとし、之に關する上奏案を可決し、直ちに闕下に捧呈す。此上奏の後、會期延長の勅命下る。官制改正の上奏案及び非職條例廢止の上奏案、衆議院に現はる。共に未決に終る。

○各種建議案 貴族院は海關稅權回復に關して一建議を政府に提す。其趣旨は現行外國條約中、海關稅制度に關する束縛を解き、帝國の任意を以て相當なる海關稅率及び貿易諸規則を迅速に制定施行せんことを望むと云ふに在り。

衆議院にも類似建議案の提出を見る。其綱目は海關稅に關する帝國固有の立法及び行政權を回復し、且つ輸入稅を増課すべき事・領事裁判制度を撤去する事・沿海貿易を外國民に許すべからざる事是なり。此案は遂に議題に上らずして已む。

條約を履行して居留外人の商業經營及び土地家屋の所有を禁止せんことを望むの建議案を衆議院に提出する者あり。此案亦遂に議題に上らず。

兩院は明治二十六年米國に開會する閣龍紀念萬國博覽會に參同せんことを政府に建議し、之が豫算案の提出を政府に促したり。政府之を諒とし、但し豫算調製の日子足らざるを以て、之を次期議會に提出するの計畫なる旨を明言したり。

貴族院は陸地測量經費を増加し、其完成年限を短縮すべしとの建議案を可決す。

會社補助費改廢に關し、二三の建議案衆議院に現はる。一も議題に上らずして止む。

○議員資格の異議(衆議院) 議院の審査權限

秋田縣第一區選出議員

二田是儀、及び茨城縣第四區選出議員赤松新右衛門二人の資格に對し、議員中異議の申立を爲す者あり。其理由は二人の被選得票中無効のものを含むと云ふに歸す。衆議院は各々特別委員を擧げて之を審査せしめたり。委員會は資格審査の權限に關して重大なる疑議を抱く。其疑議は「衆議院は議員の資格審査として選舉投票の有効無効を審査決定するの權ありや否や」と云ふに在り。之れが判定を議院に求むるに及んで、議院は以て委員會自ら解決すべき問題なりとして何等の判定を與へず。委員會は乃ち退て可否を研究し、遂に一決定を得たり。曰く「議院は議員の資格を審査するの權ありと雖も、其所謂資格なる文字は、選舉の手續又は投票の効力等を包含せざるを以て、其手續の適否又は効力の有無を審査するの權を有せず」と。此意見よりして「本件異議の申立は衆議院の審査すべき限にあらず」と決

定し、參考として可否兩様の論據を添へ、之を議院に報告す。議院は此報告を可認したり。

○當選訴訟(貴族院)自選投票の効力 和歌山縣多額納稅議員前田謙

祐に對し、次點者中西光三郎より當選不當訴訟を貴族院に提起す。事實の要領は被告は自選投票を行ふて投票の多數を得たるものなるを以て、其當選は不當なりと云ふに在り。貴族院の資格審査委員會は、自選投票は無効にあらずと決定して之を議院に報告す。其理由の第一點は法文中自選投票を無効とするの明文なき事、第二點は最も適任なりと思考する自己に投票するは選舉の精神に合ふ事、是なり。貴族院は可否數番の論議を闘はし、五十八に對する六十七を以て自選投票を無効と決定す。但し被告の自選投票一票を除却すれば、其得票は原告と同數と爲り、而して被告は年長者なるを以て、其當

選は不法にあらずと判決したり。

○會期前議員逮捕問題 東京府第十區選出議員森時之助は當期議會會期前に委托物消費事件に依り逮捕せられ、召集に應ずる能はず。司法大臣山田顯義此旨を衆議院に通牒す。衆議院は憲法第五十三條の旨を擴め、衆議院議員にして會期前に逮捕せられ開會の後仍ほ拘留中の者は、衆議院の許諾あるにあざれば引續き拘留することを得ずと議決し、之を司法大臣に通牒す。此時早く既に被告事件の第一審を終へ、有罪の判決あり。司法大臣は衆議院に覆牒を發し、「既に着手したる司法權の處分は他の權勢の諾否に因り之を張弛せしむること能はざるを以て、政府は衆議院の議決に對し何等の關係を有することなし」と言ふ。衆議院は善後の處分に關して研究する所ありと雖も、遂に何の爲す所なくして已む。

○討論終結後政府委員の發言權 衆議院に於て豫算會議の際、外務省所管歳出經常部の討論を終結したる後、外務次官岡部長職起て

發言を求む。議員は討論終結後何人にも發言を許すべからずと論じ、岡部は憲法第五十四條に依り飽く迄其權利あるを主張す。次日岡部其發言權を放棄したるを以て事空しく止む。

○政府委員交換の要求 衆議院に於て豫算會議の際、農商務次官石田英吉は商工會社保護政策の方針に關する質問に會ひて之れが答辯を辭避せり。衆議院は以て無能と爲し、政府委員交換を政府に要求し、政府之を拒絶す。之より再び紛議を惹起したりと雖も、日ならずして靜穩に歸す。

○議員陸奥宗光懲罰事犯 衆議院議員陸奥宗光(現任農商務大臣)の無斷闕席累月に及ぶを咎め、之を懲罰委員に付するの議を起す者あり。委

員會は之を審査し、陸奥は一週間毎に請暇の願を更めたる事實を確
め得、懲罰の理由なきものと決し、院議之を容れたり。

(註)議院法第九十九條に、議員正當の理由なくして會議又は委員會に闕席する場合の處分
法を規定し、同第八十一條に議長は一週間に超へざる議員の請暇を許可する權あること
を規定す。

○議事堂焼失 明治二十四年一月二十日拂曉、帝國議會議事堂火
あり、構内建造物悉く烏有に歸す。兩院は一週間休會し、次で貴族
院は帝國ホテルに於て、衆議院は舊工部大學校に於て、各々議事を
繼續したり。政府は直ちに新築の工を起し、同年十一月中落成を告
ぐ。

第二回帝國議會

第一章 召集前記

●政府、内閣更迭

○山縣引退、松方内閣組織 第一回帝國議會閉會の後、内閣總理
大臣山縣有朋、表を上りて骸骨を乞ふ。山縣は帝國初次の議會に内
閣を總理し、折衝の意外に困難なるを實驗し、且つ内外庶政(財政計
の諸問題)に關して往々閣員と所見を異にし、漸く統一の困難を感ず。
乃ち姑らく政治上の煩累を脱せんことを期し、茲に此表あり。五月
六日二十
四年勅して其請を允、大藏大臣松方正義を擧げて内閣總理大
臣に任し、兼て大藏大臣に任ず。

○大津事變、閣員の配置 松方は内閣總理大臣の任を拜したるの後、適宜閣員を按排せんことを期したりと雖も、就職僅に五日にして偶々國賓露國皇儲大津の變あり。(五月十日)内閣は其善後處分に苦辛して復た他を顧るに違あらず。爾來漸次に閣員を易置し、六月に入るに及んで始めて新内閣の組織を完成することを得たり。其配置左の如し。

内閣總理大臣兼大藏大臣伯爵松方正義○文部大臣伯爵大木喬任○外務大臣子爵榎本武揚○逓信大臣伯爵後藤象次郎○海軍大臣子爵樺山資紀○農商務大臣陸奥宗光○陸軍大臣子爵高島鞞之助○司法大臣子爵田中不二麿○内務大臣子爵品川彌二郎
樞密院議長大木喬任文部大臣に轉したるを以て、伊藤博文再び入て樞密院議長と爲る。

(註)前閣員にして留任せる者は大藏・逓信・海軍・農商務の四大臣にして、其辭職せる者は

概ね直接間接に大津事變の責に任したるなり。但し外務大臣青木周藏の辭職は此直接責任の外、其立案せる條約改正案の新内閣に容れられざるか爲なりと云ひ、又司法大臣山田顯義の辭職は犯人擬律に關する司法權干涉の無効なりしを憾むと共に、其多年力を用ひたる商法典の施行を延期せられたるに不満なりしか爲なりと云ふ。

○官制改正 松方内閣は成立後未だ幾くならずして官制改革を企て、七月二十七日を以て之を公布したり。新官制は課局を廢合し、定員を減省し、爲に經費若干を減少す。但、之を第一回議會衆議院豫算委員會が査定案參考書として立案したる諸表に比すれば、彼此著しく相懸絶す。

○地方官訓諭 又新内閣は内務大臣の名を以て一訓令を地方官に發し、自治制度の啓發・警察の要務・實力の養成・行政官吏の力行等の諸點に關して注意を促かしたり。

● 政黨及議員

○自由改進黨兩黨の聯合、板垣大隈の會見 前議會に豫算査定案を提げて政府に對抗したる自由黨及び改進黨は、依然として確く其主張を保持し、必ず政費を節減して以て民力を休養せんことを期す。由來兩黨は感情相反すと雖も、既に其主張を一にし、又其對敵を同じうするを以て、其感情亦自ら融和し、偶合一轉して聯合と爲り、此聯合の勢力を以て第二議會に臨まんことを約せり。此際兩黨の首領板垣退助・大隈重信の二人相會して舊交を温め、政見を交換し、迭に其部下を指導獎勵したるを以て、兩黨の聯合爲に益々鞏し。

(註)大隈は先年外務大臣を罷むるの後、樞密顧問官に任せられ、其歴史系統上、在官の身を以て改進黨實際の總理たり。會々板垣と會見の事あり。政府見て以て官紀を紊亂するものと爲し、旨を諭して其官を免したり。

○大成會 前議會に政府を援助したる大成會は、依然として其形體を存す。此會の會員中、政府に離畔し、自由改進黨兩黨に接近せんとする者間々之れあり。

○自由俱樂部組織 自由黨中、前議會に豫算再調査の議を唱へたる一派は、自由黨を脱して別に自由俱樂部を組織す。是れ主として政府を庇保せんとして起る所なりと雖も、其内亦自ら母黨と行動を共にせんとする者なきにあらず。

○協同俱樂部組織 會て或る黨派に屬したる者、若くは否らざる者にして、明確に政府を援助せんとする者相集りて協同俱樂部を組織す。前項大成會は最も此俱樂部に接近し、兩屬の者尠からずと雖も、俱樂部專屬の者は即ち純粹政府黨たり。

○議員黨派別 第二回議會に臨むべき衆議院議員黨派別概要左の

如し。

自由黨九十二人○改進黨四十四人○大成會六十人○協同俱樂部二十人○自由俱樂部二十人○無所屬其他五十九人

○貴族院議員異動 第一回議會閉會後、第二回議會貴族院停會に至るまで、貴族院議員の異動左の如し。

△丁年上任 公爵一條實輝

△陸爵上任 侯爵四條隆謨○侯爵伊達宗徳

△勅任 富岡敬明○清浦奎吾○郷純造○宮本小一○岩村定高○永

山盛輝○橋口兼三○長松幹○川崎祐名○金井之恭○巖谷修○長谷

川貞雄○寺島秋介○三宅秀○松岡康毅○何禮之○安田定則○中村

博愛○中島永元○湯地定基○南郷茂光○小原重哉○武井守正○馬

屋原彰○菊池武夫○山脇玄○大澤謙二○田尻稻次郎○澤簡徳○木

下廣次○富井政章○小室信夫

△補闕當選 伯爵万里小路通房○子爵田沼望○子爵梅小路定行○

子爵本多實方○伯爵酒井忠道○子爵曾我祐準○子爵小笠原壽長○男爵今園國映

△辭職 子爵田中光顯○子爵清岡公張○工藤寛得○伯爵伊藤博文

○伯爵東久世通禧○子爵海江田信義○子爵三浦梧樓○岩崎彌之助

○橋本綱常○池田甚之助○子爵長岡護美○澁澤榮一○伊東巳代治

○金子堅太郎

△死亡 前田謙祐○中村正直○朝彦親王

第二章 會 期

○召集、成立 第二回帝國議會は明治二十四年十一月二十一日を以て東京に召集せられ、兩院は即日部屬を定めて其成立を告ぐ。

○貴族院正副議長 貴族院議長伊藤博文其職を辭し、侯爵蜂須賀茂韶其後任たり。(七月二十一日任命) 同副議長東久世通禧其職を辭し、細川潤

※郎其後任たり。(九月三十日任命)

○開院式、勅語 二十六日車駕親臨して開院式を行ひ、勅語を賜ふ。其勅語中「朕既に我が帝國の光輝ある憲法上の進行を誤らざることを嘉し、更に卿等が帝國の隆昌と人民の幸福とを以て目的とし、和衷協同して益々其の公務を竭さむことを望む」の語あり。兩院は之に對して各々奉答書を捧げたり。

○全院委員長、常任委員、減員衆議院 開院式の翌日、兩院は各々全院委員長及び常任委員を選擧す。公爵近衛篤磨貴族院全院委員長に、大東義徹衆議院全院委員長に當選す。

(註)衆議院は規則第四十二條を改め、常任委員中豫算・懲罰兩委員の數を減し、今期議會より之を實行す。

○解散 十二月二十五日、衆議院解散・貴族院停會の詔勅下る。

第三章 豫算案附各種新企業

●政府の立案

○政府の新企業、其種目(總理大臣の演説) 松方内閣は大に積極の方針を取り、盛に新事業を企て、第二回議會の協賛を求め來る。政府の方針は開院劈頭衆議院に於ける總理大臣兼大藏大臣松方正義の演説略々之を明にす。其演説は國力の許す限り國防の充實と經濟の發達とを努めざるべからずと云ひ、新たに起さんとする事業として左の數件を擧げたり。

陸軍に於ては兵器彈藥の改良及び砲臺の建築を决行せんとす○海軍に於ては船艦の製造を最も急務とす○兵器船艦の製造に最も必要の材料たる鋼鐵の供給を海外に仰くは兵備上の危険及び經濟上の損害尠からざるを以て、新に製鋼所を設くるの計畫を立てたり○國防及び經濟上の利害に鑑み、全國の既設鐵道を國有とし、及び其延長完成を圖るの計

備を立てたり○實業の進歩を計らんか爲に信用組合法案及び農會法案を提出す○人民の生命財産を保全せんか爲に、河川修築費を増加して早く其工事を完成し、且つ廣く精密の調査を施して之を全國に及ぼさんことを期す○監獄費を國庫支辨の舊に復し、府縣財源は各々其地方の生産力を發達するの用に供せしめんとす、云々

○新企業の財源 右縷擧せる各種の新事業を一時に企畫するに方りては、國費自ら急に膨脹せざるを得ず。政府は其財源に關して説明して曰く『從來國家進歩の事業にして、財政上手を下すこと能はざりしもの尠からざりしと雖も、近二三年來幸に歲計の餘裕を生じたるを以て、此餘裕金を利して前記必要の事業を起さんとす』云々。但し鐵道の國有及び普及に關する經費は公債募集に待つこと關係法案の記する所の如し。即ち政府の計畫は歲計餘裕あるが故に、用て新事業を起さんとするものにして、而して議會多數の意見は此機會を利して民力を休養せんとするに在り。是れ兩者主張の根本に於て相

反する岐點と爲す。

○二十五年度總豫算 幾多の新企業は明治二十五年度總豫算案中に包含せらる。先づ同豫算案に計上する歳入出額、并に前年度豫算額との増減を對照すること左の如し。

	二十五年	二十四年	比較
經常部	七九、八一七、五九八	七九、五四三、八六四	(增)二七三、七三三
臨時部	六、六九一、〇八八	三、九一八、六六七	(增)二、七七二、四二〇
合 計	八六、五〇八、六八七	八三、四六二、五三二	(增)三、〇四六、一五四
經常部	六九、四三一、九七九	六七、七八五、四三二	(增)一、六四六、五四六
臨時部	一四、〇七〇、七七九	九、二二六、八一九	(增)四、八四三、九六〇
合 計	八三、五〇二、七五九	七七、〇一二、二五二	(增)六、四九〇、五〇六

(註)二十五年度總豫算歳入有餘金三百萬五千九百二十七圓也

○歳出増加の主因 前年度に比して歳出六百四十九萬餘圓を増加

する理由は、陸軍々備費・海軍々艦製造費・製鋼所設立費・海身修築費・北海道土地調査費等の新事業に於て多額の要求を爲したるを以てなり。政府は外に或る法律案の通過を豫想して本年度歳入有餘金を其事業の財源に充てんことを期したるを以て、若し之を實行せば、歳出の實際増加額は決して前記六百四十九萬餘圓に止まらざるなり。(二十四年度追加豫算の記
事は便宜之を章末に附す)

○軍艦製造費、製鋼所設立費 總理大臣の開院演説に云へるが如く、政府は國防問題に全力を注ぎ、特に海軍擴張を以て目今の急務なりと爲し、軍艦製造及び製鋼所設立を企て、其經費を本年度總豫算案中に編入す。新たに製造せんとする軍艦は、巡洋艦・報知艦各一隻にして、其經費總額を二百七十五萬圓と豫定し、之を六個年の繼續費とし、二十五年に於て二十四萬三千九百四十圓を支出せんとす。

又製鋼所設立費は總額二百二十五萬圓と豫定し、是れ亦六個年の繼續費とし、二十五年に於て十四萬九千九百九十六圓を支出せんとす。

○治水費 又政府は治水の事業に重を置き、總理大臣の開院演説之に及ぶ。豫算案中、治水事業に關する費目は、河身修築費百七十四萬圓、河川調査費六萬八千六百圓の二件なり。

●衆議院の總豫算會議、豫算不成立

○審査方針、査定案 衆議院の豫算委員會(今期議會より豫算委員六十人、三人を減して四十五人と爲す)は先づ豫算審査の方針を議し、大體前議會に定めたる方針に據り、俸給・諸給・應費・機密費等を減額し、新事業の開始及び繼續事業の年度繰上等は本年度に於て之を許さざることを定めたり。委員會各分科會は以上の方針に従ひ着々審査を遂げ、各款各項激烈なる削

減を行ふ。其審査中、政府は屢々不同意を言したりと雖も、委員會は前議會に於ける政府の行動に鑑み、(政府が査定案不同意を言したるに拘らず遂に六百餘萬圓削減に同意した)政府の表言に信用を置かすして意の如く査定を施し、總會の決議を了し、委員長松田正久之を議院に報告したり。其査定案は歳入に於て五十萬七千七百六十三圓を増し、(此増加は經常部に屬す、臨時部歳出は經常部に於て四百二十七萬八千三百三十二圓を減し、臨時部に於て三百六十六萬二千二百十五圓を減し、合計七百九十四萬三百四十七圓を減す。)

○會議進捗、政府の不同意 是より衆議院は豫算案に關して本會議を開かんとす。總理大臣松方正義先づ起て二十五年度總豫算に釐毛の削減を施すへり餘地なきを辨し、査定案に不同意を表し、確く原案を維持する旨を明言す。衆議院は之を顧みずして直ちに大體議

を開き、賛否互に議論を闘はす。此際議員井上角五郎は特別委員九名を擧げて政府と妥協せしむべしとの緊急動議を提出す。衆議院は未だ憲法第六十七條に規定せる歳出の廢除削減に關して政府の同意を求めたるにあらざるを以て、政府不同意の表言は敢て顧みるに足らずと爲し、特別委員選舉の動議を否決し、大體議より進んで各款項の議事に入り、着々査定案を容認し、政府の辨明に耳を假す者なし。

○軍艦製造費及製鋼所設立費の否決、議場の大紛擾 衆議院の豫算委員會は先に既に一切の新事業を否決するの方針を定めたるのみならず、時の海軍當局者に信用を置かすとの理由を以て、軍艦製造費及び製鋼所設立費を削除したり。當時一部の民黨は陸海軍制の亂雜蕪穢なるを認め、特に海軍部内に弊竇の積累せるを指摘し、聖斷

を仰て根本的改革を行はんとを期し、杉田定一の名を以て之れか
 上奏案を提出す。此案は聯合民黨の共に賛成したる所にして、衆議
 院の豫算委員會が海軍の新事業費を否決したるは、即ち其趣旨を此
 に應用したるに外ならず。(因に記す、本件上奏案は會期
 中遂に議題に上らずして已む)豫算本會議に入
 るに及んで、海軍大臣樺山資紀自ら演壇に起ち、豫算委員會が濫り
 に海軍省の經費を削減したる行動を非難し、且つ軍艦製造及び製鋼
 所設立の軍備及び經濟上最も必要なる所以を論し、委員會が之を全
 廢したるの不當を鳴らし、更に上奏案を捉へて論議の料と爲し、「海
 軍省は決して上奏案に云ふか如き弊竇なく、從て國民の不信用を買
 ふべき理由なし」と云ひ、「帝國の威權を擴め海軍の名譽を輝かした
 ること以往幾たびなるを知らず」と云ひ、且つ一步を進めて、「維新已
 來内外の多難に贏ちて以て帝國の今日あるを致したるもの、即ち是

れ世に所謂薩長政府の力なり」と放言するに至れり。此演説は大に議
 場の惡感を惹く。薩長政府云々の一語あるに及んで、衆遂に之に堪
 ふること能はず、争ひ起て其無禮を詰り、議長亦號鈴を鳴らして院
 内各人の沈黙を促かしたりと雖も、壇上の樺山は尙ほ言を繼ぎ、壇
 下の議員は怒罵を逞ふし、紛々囂々として稀有の亂狀を呈す。議長
 再三の號鈴に依り、樺山遂に壇を下り、議場亦僅に鎮靜に歸す。次
 て本議に回り、各員は海軍大臣の演説と行動とに憤激するの餘、益
 と當局不信用の念を長し、交々起て其理由を表言し、遂に大多數を
 以て軍艦製造費及び製鋼所設立費を否決したり。

○治水費削減 衆議院は河身修築費を約半減し。河川調査費は其
 全部を削除したり。

○總豫算議了、歳出削減額 豫算會議は尙ほ後日に繼續し、十二

月二十五日を以て總豫算全部を議了す。委員會の査定案は悉く本會議の容認する所と爲り、外に議場に起りたる修正案を可決し、更に歳出九十八萬五千八十七圓を減す。彼此通算、政府原案の歳出額を削減すること合計八百九十二萬五千四百三十五圓なりとす。

●衆議院解散、豫算不成立 總豫算案議了當日、衆議院は憲法第六十七條規定の歳出の廢除削減に關して將さに政府の同意を求めんとするの刹那、忽ち解散の詔勅を拜せり。明治二十五年豫算遂に不成立に歸す。

●追加豫算 附 豫算外支出

●閣龍博覽會參同費、兩院議了 政府は前期議會衆議院の建議に基き、閣龍世界博覽會參同費を今期議會に要求す。其總額は六十三

萬七百六十六圓にして、之を四個年の繼續費とし、二十四年度に於て五萬千四百九十五圓を支出せんとし、之を同年度總豫算追加案に掲ぐ。兩院は異議なく之に協賛したり。

●地方土木費補助、未決、豫算外支出決行 地方土木費補助に關する二十四年度總豫算追加二件あり。一は岐阜愛知二縣に關し、一は富山福岡二縣に關す。次章記するが如く、政府は明治二十四年勅令第二百五號を以て岐阜愛知二縣の震災を救濟せんが爲めに國庫剩餘金を支出し、今や更に其土木費補助として岐阜縣へ二百八萬千五百十四圓を、愛知縣へ百十六萬四千六百八十二圓を支出せんとし、又富山福岡兩縣の水害を救濟せんが爲に、先きに第二豫備金を支出し、今や更に其土木費補助として富山縣へ六十七萬六千三百五十四圓を、福岡縣へ三十五萬三千九百二十八圓を支出せんとし、此等四縣

土木補助費を二十四年度追加豫算中に掲ぐ。衆議院の豫算委員會は之を審査し、岐阜愛知兩縣に對する土木補助費は原案より三分の一を削減し、富山福岡兩縣に對するものは全部原案を是認し、兩案同時に之を衆議院に報告す。然るに政府は以て審査を緩慢に付したるものと爲し、報告同日衆議院を解散し、翌日勅令第二百四十七號を以て四縣土木費補助の爲に豫算外の支出を決定したり。

(註)本件豫算の財源に關し政府の説明する所に依れば、岐阜愛知兩縣に對する補助費の財源は、二十五年總豫算を以て要求せし繼續費中、某々費目の二十七年以降に使用すべき金額を流用して之に充てんとし、富山福岡兩縣に對する補助費の財源は、二十三年度の歳計剩餘中、未だ用途の指定せられざる金額を以て之に充てんとす。政府が勅令を以て本件豫算外支出を決定するや、亦其財源を此に取れり。此事は憲法上の疑議として次期議會の問題たるに至れり。

第四章 豫算以外解散問題

當期衆議院解散問題中、事の豫算に關するもの、即ち總豫算の經費削減・軍艦製造費の否決・製鋼所設立費の否決・治水費の削減・及び岐阜愛知富山福岡四縣土木補助費追加豫算審査緩慢の諸件は、前章豫算の部に一括之を叙したり。爾餘の解散諸問題は之を本章中に排列叙説する所あらんとす。

● 剩餘金支出の件

○濃尾震災救済費支出 明治二十四年十月二十八日、岐阜愛知兩縣地大に震ひ、災害算なし。政府は同年十一月十一日勅令第二百五號を發し、國庫剩餘金二百二十五萬圓を豫算外に支出し、以て兩縣の震災救済及び河川堤防工事費に充てたり。今や帝國議會の開會するに及んで、政府は憲法第六十四條第二項に依り、該豫算外支出の事後承諾を求め來れり。

○衆議院委員會の審査未了 衆議院の本件特別委員會は、之を審

査せんが爲に必要な参考書類を政府に求めたるに、政府概く之を送付せざるのみならず、却て緊急事件として即決を要求し、委員會は書類の送付を待ちて數日間審査を遷延するの際、會々衆議院解散の令下り、而して審査遷延は亦衆議院解散の一理由に供せらる。

(註)本件剩餘金支出は憲法上の疑議に涉り、且つ其配布の途亦疑ふべきもの多く、物論爲に紛々たり、衆議院の委員會が多數の日子を費して綿密の審査を施さんと試みたるは實に之れが爲なり。衆議院解散の爲め此問題は何等の解決を見るに及ばずして已みたりと雖も、次期議會に及んで一大議論を惹起するに至れり。

●鐵道國有問題

政府は鐵道國有及び普及の計畫を立て、私設鐵道買收法及び鐵道公債法の二案を提出したり。

○私設鐵道買收案 △其理由 　私設鐵道買收法案に添付せる長篇

の理由書を摘記すれば大要左の如し。

現在鐵道敷設の許可を受けたる私設會社は其數十有七の多きに及ぶと雖も、其事業の困難なると収益の微々たるに依り、徒らに全國樞要の線路を擁して毫も工事を進めず、爲に交通の便益を欠き、國力の發達を妨ぐるに止らず。加之短距離小會社分立の弊は、單り其會社の不利たるに止らず、亦運輸の聯絡と管理の統一とを欠き、到底其普及發達を期すべからず。實に其普及發達を圖り、其効用を完ふせんとせば、唯々現在の私設鐵道を買收して之を國有に歸するに在りて、今日は之を決行する最良の機會なり云々。而して鐵道買收の方法は政府と會社の協議を以て之を定むることとし、買收価格は興業費支出額又は株金拂込額を超過せざる範圍に於て之を定め、其買收資金總額は約五千萬圓と豫算し、利率五厘の公債を發行して之を會社に交附せんとするの計畫なり。

△衆議院委員會の否決 　衆議院は委員を擧げて綿密に本案を審査せしむ。政府が原案を維持すること亦努めたりと雖も、委員會は大多數を以て之を否決したり。委員會は既往の歴史に徴して政府の鐵

道政策屢々變轉せるを詰り、今日鐵道國有政策を定むるも、後年再び民有主義の舊に復ることなきを保せずと爲し、此大體の理由を以て本案に反對を表し、次て一々政府の論據を捉へて其妄を辨じ、國有必しも民有に優る所なしと斷じ、且つ曰く

若し一たび本案を承認して五千萬圓支出を許諾せば、政府は其任意の判斷權を以て鐵道買收を執行し、議會は其間に容喙するを得ざるに至るべし。議會たる者豈に輕くして憲法の與ふる財政權を放棄するに忍びんや。將來若し私設線路を買收するの必要あらば、隨時其案を具して議會の協賛を求むべし。今日私設鐵道買收の全權を政府に與ふるが如きは危險の最も甚しきものなり云々

△衆議院の否決 本會議に於て政府又復た熱心に原案を維持し、議員亦盛に政府の計畫の杜撰不利なるを論す。之を採決するに、本案を第二讀會に移すべしとする者僅かに數人に過ぎず。本案の否決亦衆議院解散の重要なる理由を爲したり。

○鐵道公債募集案 △其理由 五千萬圓の公債を發行して私設既

成鐵道を買收するの外、三千六百萬圓の公債を募集して某々鐵道を敷設せんとするは鐵道公債法案の要なり。政府の説明する所に依れば、全國樞要の地に鐵道を敷設せんとせば、官私既成線及び目下敷設中の線路合計千六百餘哩の外、尙ほ三千六百餘哩を延長するを要し、此經費約二億千六百萬圓を投ぜざるべからず。政府は總て國費を以て之を完成せんことを期すと雖も、功を一時に擧ぐるは財政の許さざる所なるを以て、姑らく第一期線として某々六區間(法案に其線路を列す)を擇み、此延長約八百哩の工費豫算約三千六百萬圓を利率五朱の公債に求め、明治二十五年以降九個年の繼續事業となさんとす。
△衆議院委員會の否決 本案亦政府の熱心に通過を圖りたる所に於て、軍事上・交通上・經濟上、早く第一期線の敷設を完了するを以

て最も必要なりと爲し、各主務大臣臨席して本案を維持するに努めたり。然れども本案委員會は、既に私設鐵道買收法案の議院の爲に否決せられたるの今日、之と同一政策に出でたる鐵道公債法案亦當然成立せしむべからざるものなりと爲し、且つ單一の工事案として之を見るも、本案は或は私立會社の既得權を破り、又測量及び經濟上の調査總て杜撰なりと爲し、遂に之を否決したり。委員會未だ本會議に報告せざるに方りて衆議院解散の命に接したり。

●監獄費國庫支辨案

○衆議院の否決 政府は監獄費を國庫支辨の舊に復するを以て性質上・行刑上・財政上、最も正當にして且つ機宜に適するものなりと爲し、乃ち府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費國庫支辨に關する法律

案を提出す。衆議院亦監獄費の性質上國庫支辨に屬すべきものたるを認めたりと雖も、目下の財政、國庫未だ監獄費を負擔するの餘力なしと爲し、遂に六十七に對する百七十九を以て本案を否決したり。

第五章 解 散

○衆議院解散 上來叙説するが如く、衆議院は政府の最も重を措きたる各種の問題を否決し、若くは否決の意思を表し、特に豫算案に對して多大の削減を試みたり。政府は遂に意を解散に決し、十二月二十五日衆議院が豫算案を議了するや、直ちに解散を奏請し、即夜詔勅を傳達したり。

○解散の奏議 衆議院解散の後、政府は官報を以て解散奉請の奏議を公にす。是れ解散理由の彰明なり。左に之を掲ぐ。

臣等謹て惟ふに立憲の美は一に行政立法兩部の相俱に和衷協同して以て國家の利益と臣民の幸福を増進するに在り憲法の施行方に初步に屬するに當り不幸にして機關の調熟を缺き視て勢力競争の具と爲し其の國運を發達するに於て殆ど慎重の顧念を缺くものゝ如し○昨年豫算會議に於て議會は實に巨大の減額を唱へたり政府は殊に立憲施行の第一期なるに注意し大局を顧念するが爲めに専ら讓歩を主とし歳出六百四十五萬餘圓を節減し更に行政組織の上に改正を施して仍省減を行ひたり而して二十五年年度の豫算は實に二十四年度豫算節減の餘を嗣ぎ更に及ぶ所の節減を加へ國家の生存行政組織の繼續を維持する爲め必要の限りに於て編製したり○又新設事業に在ては殊に製鋼所設立の如き軍艦製造の如き治水事業の如き其の他監獄費國庫支辨案の如き鐵道買收案の如き皆國防上及び國家經濟上缺く可らざるの急務とす然に議會は舉て之を排斥するの意を表したり之に加ふるに憲法第六十七條に掲げたる國

家必要の費目に對し政府が屢々憲法上の權力に依り不同意を表明したるに拘はらず廢除削減の所見を固執せり○此の如く年々削減を以て相依りて例を爲さば行政機關は殆んど其の渾轉を妨げられ維新以來施政の方針たる進歩の事業及び國家の經濟は遞次退縮に傾き而して後止まんとす○彼の岐阜愛知兩縣の非常なる災害を救濟し破壊せる堤防工事費に充る爲めに政府の斷行せし豫算外の支出承諾の件は政府より緊急の議決を要求したるに提出の後既に數旬を経るも未だ議事に上らず富山福岡兩縣水害費補助及び岐阜愛知兩縣土木費補助追加豫算の件も亦た之を緩慢に付したり○開會以來衆議院の經過此の如し臣等躬重責に當り國事を以て是の如き議會の贊畫に託するの國家の昌運臣民の福利と相容れざることを信す臣等誠惶誠恐茲に仰て 陛下の憲法第七條に據り衆議院を解散し續て選舉法第三十條に據り新に議員を召集したまはんことを謹て上奏し敢て 陛下の裁可を祈る

第六章 雜 纂

○兩院通過法律案件銘 當期議會に現はれたる法律案の数は七十餘件にして、内、兩院を通過したるもの左の二件あるのみ。

那覇地方裁判所及那覇區裁判所設置法案○明治七年以後の戰役に死没したる軍人軍屬の遺父母及祖父母扶助に關する法律案(以上共に出提)

○各種法律案、上奏案、建議案 前期議會に提出せられて未だ決定を見ざりし各法律案、其他の各法律案(人權自由に關するもの・民力休養に關するもの・議院法・選舉法・出版法・版權法・海關稅法・會社破産兩編施行法・信用組合法・歸化法・辯護士法等)續々當期議會に提出せらる。一も兩院の確定議を見るに至らずして已む。又上奏案及

び建議案の提出せられたるもの數件あり、(陸海軍制上奏案・官制改革上奏案・國防會議に關する上奏案・施政の方針に關する建議案・條約改正に關する建議案・治水に關する建議案等)概ね否決又は未決に終る。(治水建議案は可決)

○勤儉尙武の建議案 子爵谷干城、施政の方針に關する建議案を貴族院に提出す。大意左の如し。

凡そ國家の獨立を永遠無窮に保持せんと欲せば、主として富強を圖るに在り。富強を圖るの原は、勤儉を主とし、奢侈を斥け、國力を養ひ、武備を嚴にせざるべからず。況や西勢益々東漸し、世界商戰兵戰の衝に當れる我帝國たるもの、一日も少時も富強の圖を忽せにするを許さず。顧みれば維新の初、興國の氣風朝野の間に充實したりと雖も、年と共に其意氣を消し、上下偷安、奢侈の風を生じ、惰弱の俗を醸し、外形徒らに進みて實力却て衰ふ。今にして勇斷果決以て此弊を一新するにあらずんば、帝國百年の計復た策すべからざるに至らん。之を一新するの道、大に行政機關を改良し、政費を節し、官員を減じ、其剩財を以て民力の養成と國防の完備とに充つるに在り。云々。

世に之を稱して勤儉尙武の建議と云ひ、頗る一世の視聽を惹く。貴族院は本案の討論に二日を費し、遂に七十八に對する九十七を以て之を否決したり。

○議員發言權の傷害(小澤武雄論 旨免官の件)

前項施政の方針に關する建議案

の議事に際し、男爵小澤武雄は本案賛成の一演説を試み、口を極めて我が國防の不備と軍制の闕點とを説く。時に小澤は陸軍中將の職に在り。政府は其言論を以て軍人の口にすべきものにあらすと認め、上諭を以て其本官を免したり。兩院議員は以て終身官たる武官の特權を損ひ、且つ憲法の保障せる院内發言の自由權を破るものと爲し、交々免官の理由を政府に質問したりと雖も、政府は 天皇の大權を辭として答辯を拒みたり。(本件は爾後屢々議會の問題と爲る。必しも一々之を録せず。)

○條約改正建議案

條約改正問題に關して一建議案を衆議院に提

出する者あり。曰く政府は宜しく對等條約締結を各締盟國に要求し、此要求を承諾せざる邦國に對しては斷然現行條約の廢棄を通知すべしと。衆議院は本案の爲に秘密會議を開き、遂に其討論決議を延期したり。

○新聞紙取締緊急勅令

政府は天津事變の際、勅令第四十六號を

發し、新聞雜誌の外交に關する記事を豫め檢閲するの法を設け、茲に之を當期議會に提出して事後承諾を求めたり。衆議院は先づ委員を擧げて之を審査せしめ、其審査未だ終らざるに解散と爲る。

第三回帝國議會

第一章 召集前記

●議員

○衆議院議員總選舉(第二選舉干渉) 明治二十五年一月十一日勅命あり、來二月十五日を以て衆議院議員臨時總選舉を行ふべきことを命ず。是より民吏兩派の候補者、各々死力を竭して當選を競ひ、政府亦之に干渉して其黨與を擧ぐるに努め、到る所激烈なる競争を見る。而して其競争や、穩和適正の範圍を逸し、脅迫と爲り、暴行と爲り、甚しきは則ち放火殺傷を敢てする者あるに至る。然かも官見て之を制せず、却て陰に之を助長煽動し、遂に吏員自ら官權を揮

て公然威壓を試み、爲に選舉場裡益々不穩不潔に赴き、特に高知・福岡・石川等の諸縣の如きは政府の干渉最も甚しく、人民は殆んど全く選舉權の自由を喪失したり。

○改選議員名錄附議員異動 如上激烈なる競争を経て當選したる議員氏名左の如し。

- △東京府(定員十人) 第一區黒田綱彦○第二區渡邊洪基○第三區中澤彦吉○第四區藤田茂吉(死去、楠本正隆補闕當選)○第五區太田實○第六區高梨哲四郎○第七區角田眞平○第八區津田眞道○第九區鳩山和夫○第十區北岡文兵衛○第十一區淺香克孝○第十二區平林九兵衛
- △京都府(定員七人) 第一區坂本則美○第二區竹村藤兵衛○第三區正木安左衛門○第四區西川義延○第五區田中源太郎○同區石原半右衛門○第六區神鞭知常

△大阪府(十員) 第一區粟谷品三○第二區外山修造○第三區浮田桂造○第四區村山龍平○同區橋本善右衛門○第五區高井幸三○第六區侯野景孝○第七區東尾平太郎○第八區見山陶○第九區佐々木政久

△神奈川縣(七員) 第一區島田三郎○第二區山田泰造○第三區山田東次○第四區山田嘉毅○第五區福井直吉○第六區石坂昌孝○同區瀨戶岡爲一郎

△兵庫縣(定員十) 第一區村野山人○第二區渡邊徹(辭職、奥野小四郎補闕當選)○第三區田艇吉○第四區石田貫之助○第五區魚住逸治○第六區高瀬藤次郎○第七區內藤利八○第八區改野耕三○同區後藤敬○第九區佐藤文兵衛○同區岡精逸○第十區佐野助作

△長崎縣(七員) 第一區松田源五郎○同區稻田又左衛門○第二區朝長慎三○第三區牧朴真○第四區立石寬司○第五區大坪利晋○第六區川本達

△新潟縣(定員十) 第一區小柳卯三郎○第二區丹後直平○同區加藤勝彌○第三區佐々木松坪○第四區西瀉爲藏○第五區波多野傳三郎○同區長谷川泰○第六區松村文次郎○第七區目黒徳松○同區本山健治○第八區室孝次郎○同區鈴木昌司○第九區鶴飼郁次郎

△埼玉縣(八員) 第一區加藤政之助○第二區高田早苗○同區福田久松○第三區新井啓一郎○同區野口斐○第四區齋藤珪次○同區湯本義憲○第五區原善三郎
△群馬縣(五員) 第一區竹内鼎三○第二區金井貢○第三區中島祐八○第四區矢島八郎○第五區湯淺治郎(辭職、宮口二郎補闕當選)
△千葉縣(九員) 第一區千葉禎太郎○第二區小倉良則○同區狩野揆一郎(死去、秋元三左衛門補闕當選)○第三區大須賀庸之助○第四區西村甚右衛門○第五區伊藤徳太郎○第六區高梨正助○第七區高橋與市○第八區加藤淳造
△茨城縣(八員) 第一區關信之介○同區關戶覺藏○第二區立川興

○同區野口勝一○第三區飯村丈三郎○第四區森隆介○第五區色川三郎兵衛○第六區齋藤斐

△栃木縣(五人) 第一區星亨(除名、補闕選舉ヲ行ハズ)○第二區新井章吾○同區岩崎萬次郎○第三區田中正造○第四區鹽田與造

△奈良縣(四人) 第一區玉田金三郎○第二區植田理太郎○同區植田清一郎○第三區森本藤吉

△三重縣(七人) 第一區牛場卓造○第二區伊東祐賢○第三區天春文衛○第四區伊藤謙吉(辭職、栗原亮一補闕當選)○第五區尾崎行雄○同區角利助○第六區立入奇一

△愛知縣(定員十人) 第一區青山朗○第二區永井松右衛門○第三區橫井善三郎○第四區片野東四郎○第五區森東一郎○第六區加藤政一(辭職、加藤喜右衛門補闕當選)○第七區天竺伊左衛門○第八區早川龍介○第九區今井磯一郎○第十區加藤六藏○第十一區鈴木麟三

△静岡縣(八人) 第一區井上彦左衛門○第二區影山秀樹○第三區

廣住久道○第四區九尾文六○第五區足立孫六○第六區松島廉作○第七區田中烏雄○同區江原素六

△山梨縣(三人) 第一區淺尾長慶○第二區藥袋義一○第三區加賀美嘉兵衛

△滋賀縣(五人) 第一區川島宇一郎○第二區林田騰九郎○第三區大東義徹○同區中小路與平治○第四區江龍清雄

△岐阜縣(七人) 第一區大野龜三郎○第二區小原迪○第三區原亮三郎○第四區高木郁助○第五區長尾四郎右衛門○第六區熊谷孫六郎○第七區船坂與兵衛

△長野縣(八人) 第一區小坂善之助○第二區丸山名政○第三區佐藤八郎右衛門○第四區窪田畔夫○同區金井清志○第五區立川雲平

○第六區中村彌六○第七區伊藤大八

△宮城縣(五人) 第一區村松龜一郎○第二區武者傳二郎○第三區藤澤幾之輔○第四區千葉胤昌○第五區齋藤善右衛門(辭職、首藤陸

三補闕當選

△福島縣(定員七人)

第一區小笠原貞信○第二區安部井磐根○第三區

河野廣中○同區鈴木萬次郎○第四區山口千代作○同區柴四朗○第

五區愛澤寧堅

△岩手縣(定員五人)

第一區上田農夫(當選無效、谷河尚忠當選)○第

二區阿部浩○第三區佐藤昌藏○第四區大内貞太郎○第五區達谷窟
信敬

△青森縣(定員四人)

第一區工藤卓爾○同區工藤行幹○第二區柳喜洋

芽○第三區菊池九郎

△山形縣(定員六人)

第一區宮城浩藏(死去、重野謙次郎補闕當選)○

同區佐藤里治○第二區五十嵐力助○第三區本間耕曹○同區齋藤良
輔○第四區松澤光憲(辭職、小磯忠之輔補闕當選)

△秋田縣(定員五人)

第一區二田是儀○第二區荒谷桂吉○第三區野出

鏑三郎○第四區齋藤勘七(辭職、坂本理一郎補闕當選)○同區武石

敬治

△福井縣(定員四人)

第一區加藤與次兵衛○第二區杉田定一○第三區

岡研磨○第四區藤田孫平

△石川縣(定員六人)

第一區大垣兵次○同區神保小太郎○第二區新田

甚左衛門(辭職、杉村寬正補闕當選)○第三區由雄與三平○同區橋
本次六○第四區百萬梅治

△富山縣(定員五人)

第一區岩城隆常(死去、關野善次郎補闕當選)○

同區原弘三○第二區谷順平○第三區稻垣示○第四區武部其文(當
選無效、島田孝之當選)

△鳥取縣(定員三人)

第一區木下莊平○第二區若原觀瑞○第三區渡部

芳造

△島根縣(定員六人)

第一區岡崎運兵衛○第二區佐々木善右衛門○第

三區木佐德三郎○第四區清水文二郎○第五區佐々田懋○第六區吉
岡倭文麿

△岡山縣(定八人) 第一區小林樟雄○同區坪田繁○第二區西毅一○第三區犬養毅○第四區坂田丈平○第五區渡邊磊三○第六區立石岐○第七區加藤平四郎

△廣島縣(定十人) 第一區平山靖彦(辭職、藤田高之補闕當選)○同區渡邊又三郎○第二區八田謹二郎(辭職、小田貫一補闕當選)○第三區前田篤之助○第四區和田彦次郎○第五區黑川修三○第六區松浦唯次郎○第七區長井松太郎(死去、前田莞爾補闕當選)○第八區倉田準五郎○第九區井上角五郎

△山口縣(定七人) 第一區古谷新作○同區木梨信一○第二區堅田少輔○第三區大岡育造○第四區會禰荒助(辭職、小倉甚吉補闕當選)○同區武弘宜路○第五區水落簡

△和歌山縣(定五人) 第一區岡崎邦輔○同區關直彦○第二區兒玉仲兒○第三區鹽路彦右衛門○同區山本登
△德島縣(定五人) 第一區椎野傳治郎○第二區守野爲五郎○第三區

川真田德三郎○第四區橋本久太郎○第五區曾我部道夫(辭職、阿部與人補闕當選)

△香川縣(定五人) 第一區中野武營○第二區小西甚之助○第三區都崎秀太郎○第四區三崎龜之助○第五區石井定彦

△愛媛縣(定七人) 第一區藤野政高○同區小林信近○第二區高須峯造○第三區有友正親○第四區鈴木重遠○第五區牧野純藏○第六區堀部彦次郎

△高知縣(定四人) 第一區武市安哉(辭職、小松三省補闕當選)○第二區安岡雄吉(當選無効、片岡健吉當選)○同區片岡直溫(當選無効、林有造當選)○第三區植木志澄(復姓西山)

△福岡縣(定九人) 第一區津田守彦○第二區小野隆助○同區香月恕經○第三區郡保宗○第四區佐々木正藏○第五區中村彦次○第六區岡田孤鹿○第七區堤猷久○第八區末松謙澄

△大分縣(定六人) 第一區小野吉彦○第二區箕浦勝人○第三區朝倉

親爲○第四區廣瀨貞文○第五區安東九華○第六區是恒眞楫(死去、元田肇補闕當選)

△佐賀縣(定員) 第一區坂元規貞○同區牛島秀一郎○第二區川原

茂輔○第三區五十村良行

△熊本縣(定員) 第一區佐々友房○同區有吉平吉○第二區古莊嘉

門○第三區長野一誠○同區紫藤寬治○第四區嘉悅信之○第五區山

田武甫(死去、嘉悅氏房補闕當選)○第六區小崎義明

△宮崎縣(定員) 第一區川越進○第二區肥田景之○第三區小林乾

一郎

△鹿兒島縣(定員) 第一區厚地政敏○第二區折田兼至○第三區長

谷場純孝○第四區柏田盛文○第五區河島醇○第六區篠田政龍(死

去、蒲生仙補闕當選)○第七區大島信

○貴族院議員異動 第二回議會貴族院停會より第三回議會閉會に

至るまで同院議員の異動左の如し。

△丁年上任 侯爵松平康莊○侯爵黒田長成○侯爵佐竹義生

△勅任 岩村高俊○松本鼎○増田繁幸

△補闕當選 伯爵酒井忠道(再度の補闕當選)

△勝訴上任 伯爵島津忠亮

△辭職 穂積陳重○富岡敬明○伯爵山田顯義○子爵河田景與○奈

良原繁

△死亡 安田定則○山田穰

△陞爵退職 伯爵壬生基修○伯爵大村純雄○伯爵島津忠亮

△敗訴失格 伯爵酒井忠道

●政府及政黨

○選舉干涉非難、内務大臣更迭 選舉干涉の結果、政府は少しく

其勢力を衆議院内に増すことを得たりと雖も、未だ以て十分に其希

望を満すこと能はず。却て益々信望を失ひ、民怨を長し、且つ反對黨をして一層其結合力を鞏固にして反抗の勢焰を高めしむるに至れり。加之政府部内に選舉干涉の不可を諍ひたる者尠からず、元老中亦往々に之を非議す。爲に政府は内外の敵を受けて其基礎漸く動搖を來したり。多方擬議、選舉干涉の張本たる内務大臣を罷めて現閣を維持するの策に出づ。三月十一日、内務大臣品川彌二郎其職を辭し、樞密院副議長伯爵副島種臣之に代る。副島は就任已來屢々民黨首領等と會見し、以て選舉干涉の後を善くし、官民の調和を圖るに努力したり。

○閣員異動 是より先き樞密院議長伊藤博文は選舉干涉の非を論じて閣員と衝突し、遂に辭表を捧げたりと雖も、品川辭職の事定まるや、特に宸翰を拜受して依然其職に留まる。而して閣員中前來熱

心に選舉干涉に反對したる農商務大臣陸奥宗光は三月十四日を以て其職を辭し、樞密顧問官河野敏鎌之に代る。

○政府反對黨、巴俱樂部組織 自由改進黨兩黨の聯合は前議會以來極めて堅し。議會解散・選舉干涉の事あるに及んで、兩黨は益々之を憤り、共に其聯合力を以て政府に反抗せんことを期す。別に兩黨以外議員にして、從來孤立したる者、及び小團體を作りたる者、相集りて巴俱樂部を組織し、鮮明に政府反對の旗幟を樹つ。

○政府黨、中央交渉會組織 前議會に政府を庇護したる者、及び今回選舉干涉の庇護に依りて新たに議員たる者、相集りて中央交渉會を組織す。是れ純粹唯一の政府黨なりとす。

○議員黨派別 第三回議會に臨むべき衆議院議員の黨派別を示せば概要左の如し。

自由黨九十五人○改進黨三十七人○巴俱樂部二十人○中央交渉會九十五人○無所屬其他五十三人

第二章 會期

○召集、會期日數 第三回帝國議會は明治二十五年五月二日を以て東京に召集せらる。此勅諭は三月十八日煥發し、同日勅令を以て其會期を四十日と定む。

○衆議院正副議長 召集當日、衆議院は正副議長候補者各三名を選挙したり。其結果左の如し。

議長候補者 星亨○河野廣中○渡邊洪基

副議長候補者 曾禰荒助○島田三郎○渡邊洪基

各候補者中、星亨議長に、曾禰荒助副議長に各々勅任せらる。

○成立、開院式、全院委員長、常任委員 衆議院正副議長勅任の

後兩院成立し、六日車駕親臨して開院の式を擧げ、勅語を賜ふ。兩院は各々奉答文を捧げ、次て全院委員長及び常任委員を選挙す。侯爵西園寺公望貴族院全院委員長に、安部井磐根衆議院全院委員長に當選す。

○停會 五月十六日より二十二日に至るまで七日間、議會停會を命ぜらる。

○閉院式 六月十四日會期盡き、翌十五日閉院式を行ひ、勅語を賜ふ。

第三章 選舉干涉問題

○選舉干涉と新議院 本年二月の衆議院議員總選舉に際し、官吏其地位を利用して之に干涉したるの一事、痛く國民の憤慨を速き、爾

來官民反目して益々睽離の狀を呈す。新議會は之を匡救して以て其後を善くするの急務たるを認め、先づ此問題を將て政府と相對したり。

○貴族院の建議

貴族院は開院劈頭、選舉干涉處分の建議案を可決して之を政府に送致す。案中、選舉干涉の事實と爾後官民の情態とを述べ、速かに公正の處分を施すにあらざれば、遂に國家の安寧を害し復た救ふべからざるの大不幸を招くに至るべきを論じ、以て政府の反省を促がす。此案は議員山川浩が緊急動議として五月十一日の議場に提出したるものにして、政府は百方其通過を妨ぐるに力めたりと雖も、同院は遂に六十八に對する八十八を以て之を可決したり。

○衆議院の上奏案、否決

衆議院の民黨は政府の罪を闕下に彈劾

せんことを期し、河野廣中等の名を以て一通の上奏案を提出す。其案は選舉干涉當時の慘狀を縷説し、其罪を内閣大臣に歸し、且つ進んで立憲治下選舉法の最も重んずべき所以を論じ、「苟くも行政百司其職權を擅私し、以て民意を枉屈すること此の如くんば、選舉の法終に空文に屬し、立憲の治遂に徒爲に歸せん」と斷じ「上 陛下立憲の聖旨に背戻し、下臣民翼賛の赤誠を隔塞せんとする閣臣の舉措は、竟に國家の昌運・臣民の福利と相容れず」と云ひ、叡斷以て此の「典憲を溷瀆し選權を蔑如したる者の咎過を匡正し給はんこと」を悃願するに在り。政府は上奏案の提起を事前に沮止せんとし、百方策を施したりと雖も毫も其効なく、案は開會の初期に於て議院に提起せられ、五月十二日の日程に上る。民吏兩派盛に議論を闘はし、互に事實の有無を争ひ、又其曲直を論ず。政府は其案の通過を妨げんが爲に又

○解散問題提出、政府の言明(總理大臣の演説) 政府は前衆議院解散に関する諸問題を新議會に提出し、開院劈頭、五月九日の衆議院議場、内閣總理大臣松方正義は各案提出の理由を述べ、就中鐵道國有及び國防に關する諸案(軍艦製造・製鋼所設立・其の他陸軍に關する新事業)の切要なる所以を反覆縷説して議會の協賛を求めたり。以下解散問題に對する新議會の判定を一々記述する所あらんとす。

●豫算案(軍艦製造費・製鋼所設立費・治水費・其他)

○二十五年追加豫算 明治二十五年豫算は不成立に歸し、政府は前年度豫算を執行し、更に追加豫算案を當期議會に提出して各種の經費を要求す。其數は凡て三號にして、其歲入出(何れも臨時部也)共に二百八十一萬五千百十二圓なり。此追加豫算案中には、夫の前議會

解散の理由たりし軍艦製造費・製鋼所設立費・及び治水費等を含み、且つ二十五年總豫算に編入して遂に議會の協賛を得る能はざりしもの、及び其他の新費目亦此内に存す。

○衆議院委員會の査定 衆議院豫算委員會は本案を審査し、政府の要求額より九十五萬三千九百四十五圓を減したり。其減額は原案に比し約三分之一に當る。各款各項の歲出にして半減若くは三分之一減の査定を蒙りたるもの尠からず。全部削除せられたるもの亦之れあり。

○衆議院の議了、解散費目の斷定 豫算委員長佐藤昌藏、委員會の經過及び結果を議會に報告す。二十五年追加豫算案中、款項を區分せず又要求書を添へざるものあり。民黨は其會計法違反を咎めて議案返戻の動議を起したりと雖も、政府及び其黨與の妨ぐる所と

爲り、其目的を達する能はず、直ちに本案の議事に入る。夫の前議會解散の理由たりし各費目の決如何を見るに、河川調査費に對し、委員會は原案五萬六千五百九十八圓より五千三百九十六圓を減し、本會議此報告を是認す。(今期議會に河身修築費の提出を見ず)製鋼所設立費に對し、委員會は其全額を削除し、本會議又此報告を是認す。(原案六個年繼續費、總額二百二十五萬圓、二十五年起業軍艦製造費に對し、委員會は原案總額二百七十五萬圓中より約十萬圓を減し、二十五年支出要求額六千九百四十圓中より三千百二十八圓を減して之を存置し、少數委員は全部削除の意見を唱へ、此兩様の報告あり。本會議に於て可否討論を重ね、先づ百三十二に對する百四十一を以て委員會の報告を否決し、次て百二十二に對する百四十一を以て少數意見を可決し、以て軍艦製造費全部を削除したり。右軍艦製造費の外、都て査定案を

可決し、茲に追加豫算の議事を終る。即ち衆議院が政府の要求額を減すること九十五萬七千七百五十七圓なり。

○貴族院の議了 貴族院は衆議院が全部を削除したる軍艦製造費及び震災豫防調査會設備費(要求額四萬二千六百二十二圓)を原案の舊に復し、他は都て衆議院の決定を容れ、豫算案を衆議院に回付したり。

○貴族院の豫算款項挿入權、兩院確執 衆議院は貴族院の豫算款項挿入權の有無に關して疑議を生じ、全院委員會を開きて之を議し、次て之を本會議に移し、遂に貴族院は衆議院の一たび削除したる款項を挿入するの權利なしと爲し、同院が軍艦製造及び震災豫防調査會の二費目を挿入したるは不合法の議決なるを以て、之が回付を受くべきものにあらざと議決し、直ちに之を貴族院に返付す。貴族院は自己の所爲を以て合法のものと議決し、「衆議院の通牒を受領せ

ず」との通牒を添へて豫算案を衆議院に返付す。衆議院は再び之が受領を拒みて之を貴族院に返付したり。

○貴族院の上奏、勅裁 此に於て貴族院は上奏以て宸斷を仰ぎたり。中に言ふあり

豫算案は前に衆議院に提出せらるゝの外憲法上豫算に對する職權に於て兩院の間に輕重する所なきを信じ又此職權に依て修正を行ふに當り政府の提出せる原案の款項を復するに付ては法律上何等の制限なきを信ず(中略)今憲法上の疑議に關し兩院の所見互に相合はず從て憲法の進行を現在及將來に妨ぐるの虞あるに於て本院は謹て狀を具へ上奏し仰て聖明の親裁を待つあるのみ

此上奏の事あるや、皇上陛下特に之を樞密院に諮詢し、其議決を採納し、之を貴族院に下して本件疑議を裁決し給ひたり。左に樞密院の議決を掲ぐ。

憲法上豫算に對する貴族院及衆議院の協贊權は我帝國憲法第六十五條に依り衆議院は貴族院に先ち政府より豫算案の提出を承くるの外兩院の間に軒輊する所なきものなり故に

後議の議院は前議の議院に對して何等輻束せらるゝことなく從て前議の議院に於て創設せる款項を存留するは素より後議の議院の修正權内に屬すべきものとす但し後議の議院は前議の議院に對し議院法の命する所に依り同意を求むるを以て唯一の手段とするのみ

○兩院協議會、追加豫算確定 右勅裁に依り衆議院は貴族院の回付せる豫算追加案を受領したりと雖も、款項復活の修正に不同意を表し、乃ち貴族院に要求して兩院協議會を開く。會議の結果、軍艦製造費を削除し、震災豫防調査會設備費を存留することに決す。兩院は共に此成案を可決して茲に明治二十五年追加豫算の確定を告げたり。其確定數額左の如し。

二十五年追加豫算(三號合計) 歳入一、八九九、四一七圓 歳出一、八九九、四一七圓
(註)政府の要求額を減すること九十一萬五千六百九十五圓也

●豫算外支出の件

○震災救濟費及土木補助費支出 曩に明治二十四年勅令第二百五號を以て岐阜愛知兩縣震災救濟及河川堤防工事費として二百二十五萬圓の豫算外支出を爲したる件は、政府之を前議會に提出して事後承諾を求めたるも、同議會解散の爲め何等の決定を見るに至らざりしを以て、茲に再び之を當期議會に提出し、又同年勅令第二百四十七號を以て岐阜愛知富山福岡四縣土木補助費として四百二十七萬六千二百二十圓の豫算外支出を爲したる件を提出し、共に當期議會の事後承諾を求めたり。衆議院は各々特別委員を擧げて之を審査せしむ。

(兩勅令發布の事情豫算外支出の顛末、及び其支出と解散との關係は、前議會の部に詳なり。)

○震災救濟費不當支出問答 岐阜愛知兩縣震災救濟費の實際配當に關しては、諸般忌むべきの風説盛行はれ、大に世の視聽を聳かす。議員齋藤珪次は審かに事の内情を調査し、頗る得る所あり。乃

ち一質問書を發し、其配當の偏跛不公平にして且つ緩急順序を誤るを指摘し、一々疑惑の點を列記して政府の答辯を促かし、更に口頭を以て之を敷衍難詰す。縣官郡吏議員政客等、相結托して私利を圖り、都て自己の利害愛憎を以て國庫支出金を左右したるの情況現然たり。内務大臣副島種臣深く此演説に感し、實地調査の要あるを念ひ、之れが調査委員を兩縣に派出するの議を内閣に提唱す。内務次官白根專一固く執りて不可と爲し、其意見閣議の容るゝ所と爲り、遂に實地調査を施さずして直ちに答辯書を衆議院に送付し、國庫支出金の配當に偏跛不正不公平の事なきを辯じ、且つ支出の金額・救濟の狀況及び工事の程度等を列示したり。

○内務大臣辭職 前掲兩勅令を以て豫算外支出を決行したる内務大臣品川彌次郎は、當期議會開會前其職を辭し、副島種臣之に代る。

而して品川の下に内務次官として其政策を賛けたる白根專一は依然として其任に留まり、其勢力常に新大臣を壓す。前項實地調査説の閣議に容れられざるや、副島は遂に意を辭職に決し、六月五日捧表して骸骨を乞ふ。八日、勅して其請を允し、内閣總理大臣松方正義假りに内務大臣を兼ねぬ。而して實權は依然として次官白根の手裡に存す。

○衆議院委員會の決定 豫算外支出兩件に關する衆議院の特別委員會は、共に綿密なる審査を施し、之に承諾を與ふべからざるものと決定したり。左の如し。

△震災救濟費不承諾 勅令第二百五號に基ける豫算外支出に承諾を與ふべからずとする理由は、憲法上及び事實上の兩點よりす。其憲法上の理由を約言すれば則ち左の如し。

凡そ國家の歳入出は憲法第六十四條第一項に基き、毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経るを要す。行政官が豫算外の支出を爲し得べきものは、唯憲法第六十九條に規定せる豫備費あるのみ。此豫備費以外に國庫剩餘金を以て豫算外支出を執行したるは、憲法の規定に反する專權の處置にして、憲法第六十四條第二項に依りて其支出の事後承諾を求むるは不當なり。

憲法々理の外、事實上より承諾を與ふべからずとする理由は、緊急勅令發布當時の事情、通常議會の開會を待つを得べかりし事(勅令發布は十月十一日にして議會召集は同月二十二日なり)當時國庫殘存の豫備金能く應急救助の費に充つるに足りし事(當時國庫に凡三十萬圓の豫備金を存す)救濟費及工事費の支出も敢て一日の急速を要せざりし事(救濟費の一般配當を爲したるは本年五月後に堤防工事の如き亦甚だ緩急を極めたり)等の諸點是なり。委員會は以上の理由を以て本件に承諾を與ふべからざるものと決し、之を議院に報告す。

△土木補助費不承諾 勅令第二百四十七號に基ける豫算外支出に

對しても、前項第二百五號の支出と等しく憲法上の問題を惹起したり。衆議院の委員會は、豫備費以外も豫算外支出を爲すの道なしと爲し、政府が他の款項の繼續費及び國庫剩餘金を以て豫算外支出を爲したるは不當なりと認め、之に承諾を與ふべからざるものと議決して議院に報告せり。

○政府の辯解 政府は本件豫算外支出の憲法問題に關して別種の解釋を取る。震災救濟費支出に關する特別委員報告の際、總理大臣は議場に表言して曰く「帝國憲法は苟くも非常臨時の必要あるに際しては、後日帝國議會の承諾を要するの條件を以て豫算外の支出を爲すを許し、其財源を豫備費に取ると豫備費以外に取るとに關しては何の制限する所なし」云々。政府は此解釋を支持して剩餘金支出は違憲にあらずと爲し、岐阜愛知兩縣震災の際、幸に國庫に剩餘金を

存したるを以て、之を支出して兩縣人民の急を救ひたるは、政府當然の職責を盡したるものなりと云ひ、且つ事實上の理由を以てせる委員會の報告を論難し、又震災地方の窮狀を述べて議員の感情に訴へ、以て本件に事後承諾を求めたり。

○兩院の承諾 衆議院は特別委員長の報告を聞くの後、兩案に對して討論を累ね、遂に委員會の議決を翻へし、勅令第二百五號に基ける支出は百三十六に對する百四十六を以て承諾を與へ、勅令第二百四十七號に基ける支出は百三十五に對する百四十八を以て承諾を與へたり。貴族院の決議亦衆議院に同じ。

●鐵道問題

○鐵道諸法案提出 鐵道に關する幾多の法律案續々當期議會に提

の鐵道擴張法案外一件は、其趣旨を新法案中に採用せられて其案は自然に消滅したるなり。而して政府提出私設鐵道買収法案は新法案の外に存立し、衆議院の爲に全會一致を以て否決せられたり。

○貴族院の決定 衆議院は其題號を變更せる鐵道敷設法案を貴族院に送付す。同院議員中、議案編製の體例より見て衆議院の處置に非難を挾む者あり。又議案の實質に關し、經濟上の利害に省みて反對を唱ふる者あり。爲に討論二日を費したるの後、遂に本案を可決したり。

○鐵道敷設法成立 政府は當期議會の形勢に鑑み、姑らく鐵道國有の主義を抛ち、専ら未成線路の敷設に力を注がんことを期し、衆議院と合議して鐵道敷設法案を案定したるを以て、切に其成立を望み、案の兩院を通過するや、直ちに裁可を得て之を發布したり。

●監獄費國庫支辨案

○否決 監獄費國庫支辨に關する法律案は先づ貴族院に提出せられ、同院は何等異議なく直ちに之を可決す。之を衆議院に移すに及んで、前年此案に反對したると同一意見を持する者頗る多く、遂に百十七に對する百五十一を以て之を否決したり。

●解散の責任

○質問 新議會は既に解散諸問題を議了せり。而して其議決は概ね前議會の議決及び其意向と相合致す。此に於て議員河野廣中は一質問を發し、新議會の議決は即ち輿論の政府に在らずして議會に在るを表明したるものなりと爲し、政府が解散の奏議に舉示したる所

を以て可決せらる。但し議會は法典全部の施行延期案を可決するに當りて、『修正を終りたるものは期限内と雖も施行することを得』との但書を添へ、而して貴族院は法典審査委員會を設置せんことを政府に建議したり。

○各種法律案

衆議院は地租三厘減の法案を可決し、(委員會は否決の報告を爲す)

次て田畑地價を一億四千萬圓以上一億六千萬圓以下の範圍に於て修正低減するの法案を可決したり。然るに貴族院は會期中前案を審議せず。後案は三日間の討論を経て、四十七に對する百二十五を以て之を否決したり。輸出税免除法案は衆議院之を否決す。海關稅法案は衆議院審査中閉會と爲る。其他の各法律案概ね未決に了る。

○新聞紙取締緊急勅令

前議會に提出して未決に了りたる明治二十四年勅令第四十六號(大津事件に關する新聞檢閲の緊急勅令)事後承諾要求の件は、再び

當期議會に提出せらる。貴族院は承諾を與へ、衆議院は之を拒絶したり。

○議員資格の異議

貴族院

陞爵者の議員資格

子爵壬生基修・同島津

忠亮・同大村純雄の三名は、明治二十三年七月十日、同爵中より選舉せられて貴族院議員と爲り、翌二十四年四月二十三日伯爵に陞叙せられ、依然議員の任に在り。議員中右三名の資格に異議を唱ふる者あり。貴族院は之を審査し、七十五に對する百五を以て其資格消滅を議決せり。曰く『子爵中より互選せられたる議員の資格は子爵の階級に屬する時に止まる。故に三伯爵の議員資格は伯爵に陞叙せられたる日に於て消滅す』と。

○當選訴訟

貴族院

陞爵議員の被選權

二十四年九月二十五日伯爵議

員補闕選舉を行ひ、島津忠亮三十票を得、酒井忠道二十九票を得た

り。時に島津は伯爵を佩ひたりと雖も、尙ほ子爵議員の位列に在りたるを以て、投票管理者は其得票を無効とし、次點者酒井を當選人と決定したり。然るに前項貴族院の決議に依り島津の議員資格消滅したるを以て、島津は酒井に對して當選不當の訴訟を貴族院に提起し、同院は十七に對する九十三を以て島津の當選を承認したり。

○議員瀆職問題　政府は豫算案の仍ほ衆議院に在るの日、必らず軍艦製造費に協賛を得んことを期し、經營最も力め、頗る醜聞を流す。議員稻垣示は政府の徒與より贈賄の誘導を蒙りたることを議場に表言し、二三議員に收賄の嫌疑あるを述べ、委員を擧げて之を審査するの緊急動議を提出したり。議院は此動議を容れ、而して其委員會は本件事實の確證を得ざりし旨を報告せり。此に於て議場鼎沸、異論紛出し、遂に秘密會を開き、發議者をして其見聞せる事實を公

言せしめたり。秘密會の結果は之を知るの限にあらず。而して本件問題は會期の末日に起りたる所なるを以て、會期の盡くると共に忽焉として霧消したり。

第四回帝國議會

第一章 召集前記

●政府、内閣更迭

○松方内閣の厄運、内務大臣更迭、閣員異動 松方内閣は選舉干涉事件に關して新選議院の爲に彈劾を蒙り、又解散諸問題に關しては、悉く其主張を排拒せられ、内閣の運命寢く危殆に赴く。且つ副島種臣の辭職已來專任内務大臣を闕き、選舉干涉の首謀たる次官白根專一、主として行政の任に當るを以て、自ら國民の惡感を長じ、官民の間少しくも相融和せず、施て内閣の基礎に動搖を來すに至れり。政府亦少しく此に悟る所あり、乃ち元老會議を催して内閣の改造若くは更

迭の事を議す。會議遂に要領を得ず。此に於て政府は元老の助言を謝し、閣僚間に協議を凝らし、遂に内務大臣及び同次官を更迭して以て前議會解散已來鬱結せる民怨を緩和し、幸に内閣の運命を將來に維持せんことを期す。此より先き司法大臣田中不二麿其職を辭し、農商務大臣河野敏鎌假りに司法大臣を兼ねぬ。此に至りて松方の兼内務大臣を解き、河野を以て内務大臣に任し、同時に内務次官白根專一を斥く。而して農商務大臣の任は子爵佐野常民之を襲き、河野は内務大臣を以て司法大臣を兼ねぬ。

○選舉干涉後分、内閣不統一、閣員總辭職 新任内務大臣河野敏鎌は選舉干涉の後々善くするを當面の急務と爲し、地方官中最も干涉を逞ふしたる知事數人を易置免黜し、漸次民望を回復するに努む。閣員中往々之に反對する者あり。就中陸軍大臣高島綱之助・

海軍大臣樺山資紀の二人之を不可とし、不平知事を助けて交々河野に抗す。此に至りて内閣統一を缺き、其基礎再ひ動搖を來す。既にして高島樺山二人相與に辭表を呈し、總理大臣松方正義亦尋て骸骨を乞ふ。是より先き松方は一たひ辭表を捧呈し、聖諭に依りて其任に留まり、爾來陸海軍兩大臣の補闕を求めて内閣を維持せんと試みたりと雖も、事情之を許さざりしを以て、遂に再度の辭表を捧呈したり。時に七月三十日なり。聖上此に於て元老數名を御前に召し、命して新内閣組織の策を講せしむ。此より元老會議を開くこと數日に及ぶ。

○伊藤内閣組織 元老會議の結果、各元老袂を聯ねて朝に立ち、參ゆるに前閣員の一部、及び少壯有爲の徒を以てすることに決し、其人選を了して之を闕下に奏す。皇上之を嘉納し、八月八日親任式を

行ふ。時人此内閣を目して元勳内閣と云ひ、又以て閥族政府の窮運と爲す。新内閣員の配置左の如し。

内閣總理大臣伯爵伊藤博文○司法大臣伯爵山縣有朋○逓信大臣伯爵黒田清隆○内務大臣伯爵井上馨○陸軍大臣伯爵大山巖○農商務大臣伯爵後藤象次郎○外務大臣陸奥宗光○文部大臣河野敏鎌○海軍大臣子爵仁禮景範○大藏大臣渡邊國武

(註)前内閣員にして新内閣に留まる者は、後藤象次郎・河野敏鎌の二人にして、共に其地位を轉ず。又大木喬任は伊藤に繼て樞密院議長に任ず。

○新内閣の選舉干涉善後處分 此時に方りて前内閣選舉干涉の餘毒漸く發し、官民の相視ること猶ほ仇讎の如く、地方政治全く紊亂して復た收拾すべからず。伊藤内閣は之を匡救するに意あり。組織後未だ幾くならずして地方官を召集し、各般訓令を與へ、微に選舉干涉の不逮を警め、次て干涉の證迹現著なる知事郡長等を處分し、

又當該司職に命じて警官の不法行爲を検舉せしめ、漸次に民政を張らんと擬す。然れども國民は尙ほ以て微温姑息なりと爲し、地方官民の反目日に益々長す。

○内閣總理大臣臨時代理 第四回議會開院式に先つこと二日、内閣總理大臣伊藤博文過て重傷を負ひ、親ら政を執る能はず。内務大臣井上馨舉げられて内閣總理大臣臨時代理に任し、假りに内閣を總理す。

●政黨及議員

○國民協會組織 前議會に全力を舉げて松方内閣を庇護したる中央交渉部所屬の議員は、議會閉會後、新たに國民協會なる社交俱樂部を組織し、次て別に政社として國民政社を組織す。此團體は自ら

標して國家主義を執ると云ひ、國權の伸長 軍備の充實を期することを宣言す。同會の組織に後援を與へたる者は樞密顧問官品川彌次郎にして、同官西郷從道と共に協會に投し、生命を賭して其會の爲に努力せんことを誓ふ。既にして二人共に本官を辭し、公然協會の首領と爲り、手を分て東西に遊説したり。伊藤内閣は政黨政派の外に超然たらんことを宣言し、深縁を政府部内に有する西郷品川二人の國民協會に首領たるを不可とし、交々其脱會を勸告したりと雖も、二人之に應ぜず。此に於て政府と國民協會とは表面上何等の關係を存せざるに至れり。

○選舉干涉自白 國民協會の會頭品川彌次郎は、各地遊説中、口を極めて既成の民黨を唾罵し、其徒與を目するに社會の秩序を破壊する賊子を以てし、在官總選舉の際、此輩賊子の當選を妨げんが爲

に、部下に命じて極力選挙に干渉せしめたることを自白し、今後亦其全力を凝ぎて破壊主義の撲滅に従事する決心なる旨を表言したり。

○同盟俱樂部組織

前議會の巴俱樂部員は、其後更に同盟俱樂部を組織す。『藩閥政府の積弊を除き、立憲政治の完成を期し、國民の増進を圖る』を目的とし、『政治上進歩の主義を執り、立憲的の運動を爲し、速かに國民の輿望を達せんことを希望する獨立議員』を以て之を組織す。此俱樂部は政府反對黨を以て自ら任じ、立法權を固守して行政を監督し、選挙干渉其他の非舉を矯正處理するの方針を以て新議會に臨めり。

○改進黨及自由黨

改進黨自由黨共に舊來の方針を固守し、袂を聯ねて新内閣に抗せんとして、經費を節減し民力を休養せんとするは

兩黨年來の方針にして、此方針を以て新議會に立ち、併せて新たに起りたる選挙干渉問題を解決せんことを期す。新内閣員中、自由黨に縁故を有する者あり。爲に世人少しく同黨今後の態度如何に注目したりと雖も、同黨は『伊藤内閣は依然たる情實政府なり』云ひ、以て政府反抗の態度を明かにしたり。

○議員黨派別

新議會に列すべき衆議院議員の黨派別概要左の如し。

自由黨九十一人 ○國民協會六十八人 ○改進黨四十一人 ○同盟俱樂部二十人 ○無所屬民黨十五人 ○無所屬吏黨四十人 ○中立議員二十五人

(註)前記諸黨派の外、幾多の團體種々として起る。然も概れ少數者の結合に成り、何等の勢力を政界に占めざるを以て、姑らく之を省畧に附す。

○貴族院議員異動

第三回議會閉會より第四回議會閉會に至るまで、貴族院議員の異動左の如し。

- △勅任 高木兼寛○西村亮吉○安場保和
- △補闕當選 子爵堀親篤○佐藤清右衛門○金澤松右衛門○吉村角次郎○子爵堤功長○子爵阿部正敬○子爵稻垣太祥
- △辭職 諫早一學○西村茂樹
- △死亡 小田清兵衛○島内武重○子爵勘解由小路資生

第二章 會 期

○召集、成立、開院式 第四回帝國議會は明治二十五年十一月二十五日東京に召集せられ、同日直ちに成立し、越て二十九日、車駕親臨して開院式を行ひ、勅語を賜ふ。

○全院委員長、常任委員 次て兩院は全院委員長及び常任委員の選舉を行ふ。全院委員長選舉の結果、貴族院に於ては侯爵西園寺公

望當選し、衆議院に於ては鈴木重遠當選す。

- 停會 二十六年一月二十三日議會停會の詔勅下り、其日數を同日より二月六日まで十五日間とす。
- 會期延長 二月二十七日より二十八日まで二日間會期を延長せらる。
- 閉院式 三月一日閉院式を行ひ、勅語を賜ふ。

第三章 政府の言明(官民衝突の端緒)

○施政方針書發表 十二月一日、國務各大臣悉く衆議院に臨み、總理大臣臨時代理内務大臣井上馨、内閣施政の方針書を朗讀す。其覺書は豫め伊藤の手に成り、閣議の協定を経たる所にして、娓娓數千言の美辭を聯ぬ。今其要領を摘記すること左の如し。

政府の大方針は内憲法の條章に遵由し、行政百般の機關をして憲法的の動作を爲さしめ、以て益々其改善を圖り、上は宏謀を遵奉して國家の基礎を鞏固にし、下は人民の權利を保全して其慶福を増進し、外列國に對して國光を發揚し、以て其終局の目的を達せんとを欲するに外ならず○百般行政の改良は至難の業なりと雖も、政府は上下協同の力を以て必らず之を遂行せんことを期す。而して効を一朝に收むるは人力の能くすべからざる所なるを以て、漸を追て奏功を期せんとす○歴史ありて以來、今日の如く兵備の旺盛なるは未だ其比を見ざる所なり。本邦の如き殊に兵備を充實するの急要あり、而も海軍の擴張は其急務中の急なるものなり。故に政府は本年度豫算に於て、海軍擴張の爲め船艦製造費として巨額の支出を要求し、以て効を數年に期せんとす○政府は條約改正に關する國民の意向を歸一し、以て維新已降の宿望を達せんことを期す。其主要は、凡そ國として有すべき權利を得、凡そ國として盡すべき義務を完くするに在り○政府は現行地價の均一を欠くを認め、其偏重失衡の甚しきものを低落し、以て農民の負擔を均一ならしめんとす。而して地價修正に依りて失ふべき歲計上の不足は、他の歳入を増加して之を補充せんことを期す○河身改築堤防修築等の事業に關しても、較々大規模の計畫を立て、其經費を本年度豫算中に計上せり○維新已降、帝國の進運の迅速顯著なることは世界列國の驚嘆する所なり。然れども吾人は固より此に満足すべからず。宜しく益々進

んで國力を發達し、國威を宣揚し、以て維新中興の宏謀を成就せざるべからず。之を爲すは一に上下協同の力に待ち、而して國民の輿望を荷ふて立法上の詢謀府に列する議員諸君の任實に大なり。希くは政府を賛けて與に共に國家の目的を達するに努力せられんことを、云々

○財政計畫(大藏大臣の演説)

次で大藏大臣渡邊國武起て財政の方針を演説す。大意左の如し。

財政上目下の情況は漸次發達改良の方向に進行しつゝあり○國債は漸次に整理を遂げ、努めて昂利公債を償却したるを以て、今後年々國庫の負擔を減ずること無慮二百五十萬圓なるべし○國庫の財計及び外國貿易は皆な好都合の進運を爲す○國防軍備を充實する政策の一端として海軍を擴張せんとす。即ち總額千六百八十餘萬圓を以て、七個年を期して甲鐵艦二隻を製造し、歲計剩餘金の内二百七十五萬圓を以て六個年を期して巡洋艦報知艦各一隻を製造するの計畫を定む○國民經濟の發達を謀る政策として治水費を増加し、第四回内閣勸業博覽會を開設し、又田畑地價特別修正を斷行し、地租凡そ三百七十五萬圓を輕減するの計畫を立てたり○以上各種事業に要する經費の増加并に地租減收に依り、國庫の歳入約二百七十八萬圓の不足を來すべし。此不足を補填せんが爲に酒煙草

及び所得税率を増加する所あらんとす○此の如く田畑地價特別修正と酒・煙草・所得三税の改正とは彼此相聯繫するものなるを以て、各案相待ちて議決せられんことを望む○二十六年度歳計剩餘金中約二百萬圓は中央備荒貯蓄金法案の通過を待て之を同基金中に繰入れんとす(其他追加豫算に關する説明あり、今之を省く)

○**國務大臣出席の要求** 政府施政の方針を聽聞したる民黨議員は、衆議院の意思を國務各大臣の面前に開陳すると有用なりと爲し、各大臣の出席を要求するの動議を三日の會議に提出せり。(發議者河野廣中) 其意に以爲らく『政府議會共に其抱懷する意見を交換するは、即ち豫め兩者の扞格を防ぎ、政府の所謂上下協同の實を擧ぐる所以なり』と。此動議は直ちに議場の容るゝ所と爲り、議長は國務各大臣の出席を政府に要求す。待つこと兩日、政府何の答ふる所なし。此に於て五日の衆議院は政府に對して國務大臣出席の日を定めて本院に通知せんことを要求するの議を可決し、(發議者島田三郎) 議長之を政府に通牒したるに、政府は七日附の覆牒を以て憲法上の權利を云々して衆議院の要求を拒絶したり。

○**日程變更の障礙** 政府は衆議院の要求を拒絶したりと雖も、其拒絶通牒を發したる同日、國務各大臣袂を聯ねて衆議院に出席す。此に於て民黨議員は前日決議の旨に基き、議會の意向を各大臣の面前に開陳する所あらんとし、河野廣中先づ起て議事日程の變更を求む。議院は紛議異論の末、議事日程變更の議を可決し、議院法の規定に依り政府の同意を求めたり。(當日の議事日程、先づ政府の提案を掲げたるを以て、議院法第二十六條第二項に従ひ此手續を取らるなり) 然るに政府は一言の下に此要求を拒みたるを以て、議員は終に其意思を國務各大臣の面前に開陳するの機會を握る能はずして止む。

○**官民衝突の責任** 翌八日の議場、島田三郎は政府の舉措に關し

○軍艦製造費 明治二十六年年度總豫算中、新たに起業せんとする

繼續費の種目鮮からず。就中其金額の巨大にして且つ議會の紛議を惹起したるものは、即ち海軍々艦製造費是なり。政府は新たに甲鐵戰艦二隻・巡洋艦及び報知艦各一隻を製造するの計畫を立て、其經費總額を千九百五十五萬八千五百四十二圓と豫算し、之を明治二十六年年度以降七個年の繼續事業(巡洋艦及び報知艦の製造は六個年繼續)と爲さんとし、初年度に於て三百三十二萬一千四百三十一圓を要求し、次年度以下漸次年割額を遞減するの計畫なり。

(註)松方内閣が先年計畫したる海軍擴張案は巡洋艦及報知艦各一隻を新造せんとするに在りて、其經費總額を二百七十五萬圓と豫算したり。衆議院之を否決して爲に解散せられたること既記の如し。巡洋艦及び報知艦の製造に關する伊藤内閣の計畫は、全然松方内閣の計畫を襲ふものなり。

○二十五・六兩年度追加豫算 政府は二十六年年度總豫算の外、二

十五年年度追加豫算二號及び二十六年年度追加豫算三號を提出したり。二十五年年度歳出通計五百八十三萬二千八百二圓、二十六年年度歳出通計八十萬九千五百十二圓にして、共に法律の結果又は臨時非常の災害等に起因せる經費に屬し、就中府縣水害土木費補助其大部を占む。

●衆議院の總豫算會議

○審査方針 衆議院の豫算委員會は先づ總會を開きて審査の方針を定めたり。其方針は一に初期議會已來民黨議員の抱懷せる主義に則る。即ち主として官吏の俸給を減じ、各官廳の修繕費・旅費・雜給等亦相當の節減を施し、應費の算出標準を改め、交際費・官舎費・馬車費・機密費等を廢止若くは制限し、其他皆な相當の減額を爲し、而して新事業は其基礎極めて確實のものにあらざれば、之に着手せざ

ること、定む。

○**査定案** 委員會は以上の方針を以て總豫算を審査し、努めて經費を省節せんことを期し、歳出の各款項に對して忌憚なき節減を施し、其全部を廢除したる費目亦尠からず。審査累日、茲に査定案を議決したり。之を原案に比するに、歳入に於て四十六萬六千九百九十九圓を増し、(此増加は經常部に屬す、臨時部歳入に異同なし)歳出に於て八百八十四萬六千五百一圓を減ず。(經常部減額四百九十九萬五千八百三十四圓、臨時部減額三百八十五萬六千六百六十六圓)即ち歳出の減額は原案に比して約一割一分に當る。節減の主なるものは官吏の俸給にして、新事業は概ね之を否決し、夫の政府の最も重を措きたる軍艦製造費の如きも、亦其全部を削除したり。

○**委員長の報告、政府の言明** 十二月十九日の議場、豫算委員長河野廣中委員會の經過及び結果を報告す。其演説は極力政府内部の

弊患を指摘し、其弊患を除却して財政を整理するの急務なるを論じ、更に現下の國情に看察して經費節減・民力休養の已むべからざるを説き、豫算委員會の査定案は克く此趣旨に愜ふものなるを斷言し、議場の容認を求むると共に、政府の反省を促かしたり。時に大藏大臣渡邊國武其席に在り。査定案を以て行政機關の運轉を阻碍し、及び帝國の國是たる開國進取の主義と相容れざるものなりと爲し、政府は之に賛成する能はざる旨を発言したり。

○**豫算會議開始、軍艦製造費削除** 衆議院は豫算案の爲に全院委員會を開き、次て之を本會議に付す。本會議は着々として査定案を可決せり。議進んで軍艦製造費の款項に入る。政府は原案を維持するに甚だ努め、而して其黨與は盛に原案復活説を唱へたりと雖も、遂に多數を以て原案を否決し、軍艦製造費を總豫算案中より削除し

たり。委員長及び主査の報告、並に本會議否決論の趣向に依れば、委員會及び本會議が軍艦製造費を削除したるは、敢て軍艦製造の有要たるを認めざるにあらず。唯々海軍部内弊竇累積し、信を當局に置く能はざるを以て、之に托するに軍艦製造の事を以てすべからずと云ふに歸す。即ち當期議會は前年松方内閣の提案に對したると同一の理由を以て伊藤内閣の提案に對したるなり。

○全部議了、歳出削減額 政府は曩者既に豫算査定案に反對する旨を表明し、本會議に入るに及んで、各省所管の款項に對して一々原案を維持したりと雖も、毫も衆議院の顧みる所と爲らず、査定案は破竹の勢を以て通過したり。唯々三個の高等中學校支出金合計十二萬八千二百二十九圓は、委員會之を削除したるも、本會議之を復活し、他は一も査定案を改むる所なく、總豫算案全部、二十六年一月十二

日を以て衆議院の議決を経たり。即ち衆議院の總豫算歳出決定額は七千五百四萬千六百九十四圓にして、政府要求額を削減すること實に八百七十一萬八千二百七十二圓なりとす。

●官民の確執

○同意要求、政府の拒絶(臨時總理大臣の演説) 衆議院は豫算案を議了するの翌十三日、憲法第六十七條規定の歳出削減に關して政府の同意を求むるの手續を取れり。越て十六日、國務各大臣袂を聯ねて衆議院に臨み、内閣總理大臣臨時代理内務大臣井上馨先づ起て政府の意見を表白す。其演説は端を開國進取の國是に啓き、此國是は維新以來一定不動なりしこと、今後常に之を恪守すべきこと、之を恪守するが爲に至當の經費を支出するは亦已むを得ざること、漫に經費を吝

みて退嬰主義を把るは帝國の進運を沮廢するものなること等を汎論し、衆議院の豫算修正案は開國進取の國是と相容れずして行政機關の運轉を妨碍するものなりと爲し、當局者は此の如き豫算の施行の責に任ずる能はずと云ひ、憲法第六十七條規定の歳出の削減に關しては厘毛の微と雖も衆議院の要求に應ずる能はずと斷言し、又軍艦製造費は、議會縱令之を否決するも、政府は憲法の範圍に於て斷乎として其所信を貫徹するの決心なる旨を明言したり。

○議員・閣員の對抗 是より先き開院の初、民黨議員は施政の方針に關して政府と相争はんことを期したりと雖も、手續の妨くる所と爲りて其希望を達すること能はず。今や豫算問題に關し、國務各大臣悉く來院したるを機とし、豫算問題の下に汎く施政の得失を論し、交々政府に詰問を試み、聊か前日の志を酬ひたり。

○再考不用の議(河野廣中の演説)

既にして議員河野廣中は總豫算案中憲法第六十七條規定の費目削減に關し、再考を須ひずして再び政府の同意を求むるの動議を提出す。河野は此動議の趣旨を説明せんが爲に汎く國務の大體に亘りて一大演説を試みたり。大意、本邦人の資産と所得とを取りて之を租税に比較し、以て國民の負擔過重なるを證し、人口歳入及び力役賃銀に照して官吏の數の多く其俸給の高きに失するを證し、此際官吏の員數と俸給とを減じて以て國民の負擔を軽くし、民力の休養を圖るの急務なるを説き、今次衆議院が豫算に對して削減を加へたるは此趣旨に基ける適正の處置なりとなし、且つ曰く『經費節減・民力休養は全國々民多年來の宿望にして、第一期以來衆議院が豫算を以て政府と相争ひたるもの、一に國民の希望を貫徹せんとするに在り。政府姑息にして民意を容るゝに奢み、爲に

幾たび議會の解散を試むるも、輿論は常に議會に連綿し、必らず之を實行せずんば已まざるべし。論歩進んで政體變遷の迹に入り、當年專制抑壓の雲霧を披て民權自由の光明を拜せんが爲に間々或は破壊の行動に出てたる民間論客は、憲法政治の創立と共に大に其手段を變じ、先づ專制政府積年の宿弊を一掃し、然後に國家の進運發達に必要な事業を着々建設せんと期するに關らず、政府は依然たる藩閥情實の府にして、各省割據して自ら福利を營み、毫も矯正改善に意なし」と云ひ、各官廳各事業に就て一々弊患の伏在する所を指摘し、此段を結ぶに「此の如き私黨を擁立する藩閥政府が、立憲治下の公黨を目するに破壊黨を以てし、自ら立憲政體の破壊黨たるを知らざるは、眞に慨嘆の至りに堪へず」の語を以てす。次で講題を新たにし「富國強兵は官民各派共同の目的にして、政争は唯々其目的を

達するの手段に過ぎず」と云ひ、「政府若し世界の大勢に鑑み、國民の輿論を容れ、十餘年來の宿弊を一掃し、而して其成績果して議會の信用を買ふに足るべくんば、議會は之を賛けて與に共に富國強兵の目的を達するに努めん」と云ひ、夫より前日朗讀を経たる政府施政の方針を評し、因循姑息、時勢に後れ時務に暗きものなりと爲し、之を難詰して餘力を遺さず。掉尾其論を結て謂らく「政府果して施政方針書に言へるが如き意見を懷き、且つ眞に上下協同の力を以て其事功を擧げんと欲せば、宜しく一大英斷を以て衆議院の修正豫算案に同意を表すべし。否らざれば則ち官民の衝突は今後融和の機なく、遂に國家の大計を謬るに至るべし」云々。以上幾萬言の演説たる、政府の披示せる施政の方針に酬ひたるものにして、其既往の失政を打撃すると共に、併せて將來の反省を促がしたるものなり。而し

て現に議案たる動議本題に對する説明は唯々一言のみ。曰く「衆議院の總豫算修正案は帝國の國情に合するものなるを以て、政府の返付ありたりと雖も本院は敢て再考を要せず、直ちに政府に向て再び同意を求むべきなり」と。

○再び同意要求、政府の拒絶 河野の演説は満場の喝采を博し、各員の意向皆な其動議を賛す。就中尾崎行雄の如きは、各般質問を提げて政府を追窮し、列席の國務各大臣を手中に弄し、然後本件動議に賛成を表したり。當日政府の答辯中、豫算修正案は行政機關の運轉を妨げ、法律施行の責任を盡す能はざるが故に之に同意する能はず』の語あり。『其所謂不同意の理由は、憲法々律の見解を主とする乎、將た削減の金額を主とする乎』を問へば、政府は「其間主客の別なし」と答へ。且つ「憲法第六十七條規定の歳出は、各款各項一

厘一毛も原額を削減するに同意する能はず』と明言したり。而して軍艦製造費否決後の處置・所謂進歩主義の解釋・及び東洋の大局に對する政策等に關しては、政府は遂に答辯を辭避したり。質問と討論と終りて直ちに本件動議を可決し、乃ち豫算修正案を政府に送致して憲法第六十七條規定の歳出削減に同意を求めたり。然るに政府は此要求を受けたる翌十七日、再び不同意の覆牒を致せり。

○三たび同意要求、處決督促、休會、政府の拒絶 右政府の發したる第二次不同意の覆牒議場に報告せらるゝや、河野廣中は左の緊急動議を提出したり。

明治二十六年度總豫算に付本院が諸般の費目に修正を加へるは現在我國の民度を斟酌し輿論を代表したる正當の所爲なりと確信す政府若し之に同意せざる時は立憲政體の本旨に基き斷然決する所なかるへからず依て本院は豫算修正案を政府に送致し本日より五日間休會して政府の所置を俟つ

發議者は其理由を説明して「政府は宜しく民意を重んじて衆議院の豫算修正案に同意すべし。能はずんば自ら處決して責任の地を去るべし。已むなくんば衆議院を解散して輿論の判決を待つべし」と云へり。此動議は八十に對する百七十六を以て可決せられ、衆議院は三たび修正案を政府に送付して自ら休會す。然るに政府は直ちに覆牒を發して同意を拒絶したり。曰く「憲法保障の歳出に付不同意の理由、並に政府自ら處決することなき理由は既に之を辯明したる以上、政府の意見は終始一貫更に變動する所なし」と。

●衆議院の上奏

○上奏案提出 此に至りて政府と衆議院とは全然衝突し、五日間の休會徒爾に過ぐ。民黨は上奏以て前日來の紛議を解決せんことを

期し、休會期の滿了せる一月二十三日、總員百四十六名の連署を以て彈劾上奏案を提出したり。左の如し。

衆議院議長臣星亨本院の決議を具し謹て奏す伏して惟れば 天皇陛下經文緯武丕に中興の昌運を啓き參天貳地始めて立憲の大典を定め特に上下一心和衷協同の懿訓を垂れさせ給ひ天恩遍く覆ひ皇澤洽く潤ふ海内の臣民孰れか感激して以て報効を圖らざらむ臣等竊かに惟れば立憲の要は上下心を一にし以て大政を翼賛するに在り是故に立法行政各部の期する所相與に赤誠を披瀝し以て和衷協同の實を擧ぐるより重且大なるはなし然るに議會創開以來立法行政の兩部常に調和を失ひ百揆凝滯し庶績否塞し終に世局の進運に隨ひ革新改善の効を收むる能はず是れ臣等の精誠未だ貫徹せざるに因ると雖も抑も内閣大臣其職を盡さざるの致す所なり臣等政費を削減し用度を裁節せんと欲するは政府過大の弊を矯め民力休養の事を行はんが爲にして即ち第一議會以來終始一貫敢て渝ること

なし本院茲に明治二十六年度豫算案を議するに當り反覆審査深く國力の消長を慮り詳かに事務の緩急を察し以て歳出を節省し憲法第六十七條の規定に係る歳出は本條に遵由して再三政府の同意を求めたり然るに政府は漫に不同意を表し而して其理由及費途を條舉説明せざるのみならず錢厘の微と雖も削減すべからずと斷言せり是に於て本院は休會五日以て政府の反省を求むと雖も政府は猶ほ前説を固執し敢て省みず夫れ憲法第六十七條範圍内の歳出に關し政府の不同意を表するに當ては其の款項を條舉し其の理由を明示するは立憲國大臣の德義にして和衷協同の道も亦此に在り然るに内閣の舉措此に出でず是れ臣等の甚だ痛嘆する所なり又軍艦製造費に關し曰く議會は之を否決せしと雖も政府は憲法の許す範圍内に於て斷乎として其の計畫する所を徹底する道を求めざるべからずと臣等其言の不經なるを異み直ちに其説明を求むと雖も答へず是れ大臣たる者の爲すべき所ならんや臣等味死敢て天威を冒し

宸聽を煩し奉るは豈に臣等の素志ならんや誠に止むを得ざればなり蓋し政府議會比年相隣り官民相軋る所以は其の由て來る既に久し今に於て積弊を除き立憲政治の實効を奏せずんば國家の事爲めに廢墮せんとす夫れ政費國力相伴ひ上下一途の方針に據り内は以て國運を隆興し外は以て國威を宣揚するは實に方今の急務なり臣等民心の在る所を表明すと雖も内閣は之を峻拒し臣等をして協賛の任を完ふするを得ざらしむ是れ財政を調理し國家を経綸する所以の道にあらず臣等此の如き内閣と並ひ立ち上は聖意を奉體し下は民意を暢達する能はざらんことを是れ恐る伏て願くは 陛下特に叡鑒を垂れ給はんことを臣等誠恐誠謹んで奏す

○**停會** 右上奏案は緊急動議として提出せられ、發案者河野廣中將に提案の理由を説明せんとするの際、政府は同日より二月六日迄十五日間帝國議會停會の詔勅を傳達したり。

○**上奏案付議** 十五日間の停會は徒爾に過ぎ、二月七日再び議場

を開き、前掲上奏案を取りて議事に付す。河野先づ起て發案の旨を述べ、前數回の演説を反覆敷衍して上奏の已むべからざる所以を説く。

○政府の辯明(總理大臣の演説)

此時に當りて内閣總理大臣伊藤博文病より起ち、其職に復し、上奏案議事の日、始めて衆議院に臨みて所懐を披陳す。其演説は、豫算案に關して政府と議會との間に此大衝突を來すに至りたるは意外且つ遺憾なりと云ひ、上奏案に反對する理由として左の三點を擧げたり。

第一。上奏案中「議會創開以來立法行政の兩部常に調和を失ふ」と云ふは事實に違ふ、何となれば初期議會は兩部の調和を以て歳出六百餘萬圓を節減するの成果を收めたるを以てなり。若し此事實を否認して兩部常に調和を失ふと概言せば、夫の初期議會の成績を稱揚し給へる勅語(第二議會開院式勅語)を抹殺するの結果を呈せん○第二。上奏案中「……第一期議會以來終始一貫敢て渝ることなし」と云ふは理論に反す、何となれば議

會は年々の事務を議するものなるを以て、已れ渝らざらんと欲するも渝らざるを得ず。(此一句速記録の所載を假る)況んや議會解散の爲に議員を新たにしたるに於てや○第三。上奏案中「政府議會比年相睨き官民相軋る所以は其由て來る既に久し」とは、維新已來凡百の不平を一束して天關に訴へんとするに在る乎、將た當期議會に於ける衝突に關して現政府を彈劾せんとするに在る乎、其趣旨明かならず。云々

伊藤は以上の趣旨を以て上奏案に反對し、此の如き問題を以て至尊を煩はし奉るは宜しく避くべき所なりと云ひ、最後に政府は先きに披示したる方針に據り、漸次に政治の改良を圖る決心なる旨を附言したり。

○上奏案可決、休會

之より議會は上奏案に關して討議を盡し、遂に百三に對する百八十一を以て之を可決したり。之を可決し終るや、今後の處置に關して種々の異論を生したりと雖も、結局百三十四に對する百三十七を以て休會説を可決し、其休會期を當日より二

十五日迄十九日間に定む。衆議院が自ら休會したる理由は「上奏に對し恭敬を表し、且つ政府をして責任ある處決を爲さしめんが爲めなり」と云ふに在り。

○奏疏捧呈 上奏文は其議決の翌八日、議長星亨參内して之を閣下に捧呈したり。天皇陛下「朕熟覽し置く」と宣はせ給ふ。

● 詔勅煥發、豫算成立

○詔勅 越て二月十日、上命特に國務大臣・樞密顧問・及び帝國

議會兩院議長を宮中に召し、時局に關して左の詔勅を賜ふ。(此詔勅に臣の副署ありたるは勿論なり)

在廷の臣僚及帝國議會の各員に告ぐ

古者 皇祖國を肇むるの初に當り六合を兼ね八紘を掩ふの詔あり

朕既に大權を總攬し藩邦の制を廢し文武の政を革め又宇内の大勢を察し開國の國是を定む爾來二十有餘年百揆の施設一に皆祖宗の遠猷に率由し以て臣民の康福を増し國家の隆昌を圖らむとするに外ならず○朕又議會を開き公議を盡し以て大業を翼贊せしめむことを期したり而して憲法の施行方に初步に屬す始を慎み終を克くし端を今日に正し大成を將來に期せざるべからず願るに宇内列國の進勢は日一日より急なり今の時に當り紛争日を曠くし遂に大計に遺れ以て國運進張の機を誤るが如きことあらば朕が 祖宗の威靈に奉對するの志に非ず又立憲の美果を收むるの道に非ざるなり朕は在廷の臣僚に信任して其の大事を終始せむことを欲し又人民の選良に倚藉して朕が日夕の憂虞を分つことを疑はざるなり○憲法第六十七條に掲げたる費目は既に正文の保障する所に屬し今に於て紛議の因たるべからず但し朕は特に閣臣に命じ行政各般の整理は其の必要に従ひ徐ろに審議熟計して遺算なきを期し朕が裁定

を仰がしむ。○國家軍防の事に至ては苟も一日を緩くするときは或は百年の悔を遺さむ。朕茲に内廷の費を省き六年の間毎歲三十萬圓を下付し又文武の官僚に命じ特別の情狀ある者を除く外同年月間其の俸給十分の一を納れ以て製艦費の補足に充てしむ。○朕は閣臣と議會とに倚り立憲の機關とし其の各々權域を慎み和協の道に由り以て朕が大事を補翼し有終の美を成さむことを望む。

○政府・議會の交渉、政府の公約、局面一變。右詔勅に對し、兩院は各々奉答書を捧げ、和衷協同以て皇猷を贊襄するの任を竭さんことを誓ひ、而して衆議院は詔勅遵行に就て先づ政府の意向を確かむるの議を決し、(此決議を爲すに當りては院内異論頗る多かりしと雖も、結局百三十に對する百四十九を以て之を可決す)九名の特別委員を選擧したり。委員は政府大臣と數次會見し、必しも豫算修正案を固執せざるの意を陳す。政府亦憲法第六十七條規定の歲出中、緩急を圖りて其削減に同意することを諾し、且つ第五回議會開會を

期し、行政各部を整理して政費を節減し、特に海軍の改革は急速に之を決行すべきことを公約したり。十五日の議場、特別委員長河野廣中政府と交渉の顛末を報告し、總理大臣伊藤亦衆議院に臨みて政府の意思を開陳す。要するに詔勅の煥發に依りて政府議會共に前説を擲ち、相讓歩して豫算を成立せしめんことを期し、局面爲に全く一變したり。

○政府の總豫算案訂正、製艦費補足金挿入。明治二十六年總豫算中、最も紛議を起したるものは軍艦製造の費目是なり。天皇陛下深く國防の事に軫念あらせられ、特に毎歲内帑三十萬圓を割き、且つ文武官の俸給十分一を徴し、以て製艦費の補足に充てしむることを詔らせ給ふ。政府は此聖旨に基き豫算案を訂正し、歲入臨時部に製艦費補足金百七十八萬三百三十圓(内三十萬圓御下附金、百四十八萬三百三十圓納付金)の一款

を加へ、先づ之を衆議院に提出したり。

○衆議院の再審、査定案、衆議院は前日の査定案を擲ち、政府の訂正案を取りて再び豫算委員に付す。委員會は若干名の特別委員を擧げ、豫算査定に關して政府と交渉する所あらしむ。特別委員の希望は、俸給諸給及び製艦費に關しては一に政府の要求を容れ、而して憲法第六十七條規定の歳出中、原案額より約百萬圓を削減せんとするに在りたりと雖も、政府は其希望の約半額を削減するに同意し、僅かに五十萬圓の金額に關して兩者の意見相合はす、交渉遂に不調に歸す。豫算委員總會は憲法第六十七條の歳出に關しては強て政府と争ふことを爲さず、唯々其他の費目に對して若干の修正を施し、茲に總豫算案の査定を了したり。之を原案に比するに、歳入を増すと四十三萬三千四百四十八圓、歳出を減すること二百六十二萬六千

百四圓なり。(外に追加豫算に於て歳出九萬五千餘圓を減す)

○兩院の總豫算議了、豫算成立、衆議院は右査定案を取りて議事に付す。此時に當りて聯合民黨既に解離し、概ね豫算案を以て政府と相争ふの方針を擲ちたり。獨り改進黨は尙ほ前來の査定主義を保持し、此主義を以て編制せる修正案を議場に提出したりと雖も、衆の容るゝ所と爲らず、議會は大多數を以て委員會の報告を可決したり。次て貴族院は何等の異議なく衆議院の送付案を可決し、茲に明治二十六年度總豫算の成立を見るに至れり。

○確定豫算、左に明治二十六年度總豫算歳入出確定數を掲ぐ。

	經常部	臨時部	合計
歳入	八一、四七六、〇五九	六、五六九、一七四	八八、〇四五、二三三 ^円
歳出	六八、七一一、八三八	一一、四一六、〇二三	八〇、一三三、八六一

(註)右表の歳入臨時部中には製艦費補足金百七十八萬三百三十圓を含む○歳出は政府の

要求額を減すること經常部百八十七萬七千八百七十二圓、臨時部七十四萬八千二百三十二圓、合計二百六十二萬六千四百四圓なり。

○追加豫算議了 議會は明治二十六年年度總豫算に先ち二十五年年度追加豫算に協賛したり。其削減額は二十八萬二千二百三十四圓なり。又二十六年年度追加豫算に對しては九萬五千二百七十圓を削減して之に協賛したり。左に兩者の確數を掲ぐ。

二十五年年度總豫算追加(二號通計)……歳出五、五五〇、五六八圓
二十六年年度總豫算追加(三號通計)……歳出 七、一四、二四二圓

第五章 法律案

○兩院通過法律案件銘 當期議會の接受したる法律案は九十餘件にして、其兩院を通過したるもの左の十八件なり。
辯護士法案○鐵道公債會計法案○官設鐵道用資金會計法案○酒精

營業稅法案○取引所法案○商法及商法施行條例中改正并施行法律案○銀行條例及貯蓄銀行條例施行延期法律案○鐵道敷設法中改正法律案○砂礫採取法案○東京府及神奈川縣境域變更に關する法律案○取引所稅法案○豫定鐵道線路中私設鐵道會社に敷設許可の件に關する法律案(以上政府提出)○徵兵令猶豫年限改正法案○集會及政社法改正法案(以上出版條例改正法案)○度量衡法追加法案○版權法案○宮津港に浦鹽斯德港等貿易に關する船舶の出入及貨物の積卸を許すの法律案(以上議員提出)

○商法中會社・手形・破産三編修正 屢々其實施を延期したる商法中、會社・手形・破産の三編は、政府、期に先たち之を實施するの必要を認め、之が法律案を當期議會に提出し、兩院は異議なく之を可決したり。而して其實施期は明治二十六年七月一日と定め、關係法律亦同日より之を實施す。

○地價修正案、三稅增徵案、附 地租輕減案 政府は從來常に田畑地價修正に反對したりと雖も、今や自ら其偏重なるを認め、地價一億四五千萬圓を修正低減するの法案を提出せり。此修正に依りて地租約三百七十五萬圓を減すへし。外に軍艦製造及び治水等の新事業に依りて二十六年度に四百餘萬圓を要す。之を國庫歲入の現状に徴するに、約二百七八十萬圓の不足を生ずるの概算なるを以て、政府は煙草・酒造・所得の三稅を増加して其不足を填補せんとし、之れか法律案を提出し、増稅案と地價修正案とは相關聯するを以て彼此相待て之を可決せんことを望みたり。然るに衆議院は軍艦製造其他の新事業費を否決し、豫算各款項に削減を施したるを以て、歲入填補の必要なしと爲し、乃ち増稅案を否決し、地價修正案をのみを可決したり。貴族院は地價修正の可否を討論すること三日に亘り、終に四

十九に對する百二十四を以て之を否決す。別に衆議院は田畑地租を地價百分の二個五分の一に低下するの法律案を可決す。貴族院は之を否決し、更に地租會議設置の建議案を可決したり。

○各種法律案 新聞紙條例改正案は當期議會亦貴族院の反對に依りて成立せず。集會政社法改正・出版條例改正・版權法の三案は始めて兩院を通過す。政府提出辯護士法案は兩院に於て多大の修正を加へ、協議會を開きて終に之を可決す。監獄費國庫支辨法案は前閣系統の議員之を提出したりと雖も、直ちに衆議院の爲に否決せらる。其他前來の宿題たりし各法律案概ね未決又は否決に終る。而して三府特別市制廢止法案及び府縣制郡制改正法案は、當期議會の交より議會の問題と爲り、爾後多年の長きに亘りて解決を經す。

第六章 雜 纂

○選舉干涉善後處分問題 選舉干涉問題に關し、國民は概ね皆現政府の善後處分に満足せず、地方到る所官民の軋轢を見る。爲に本件亦當期議會の問題と爲る。

△各種質問、政府の答辯 先づ兩院議員は本件に關して交々各種の質問を發し、政府一々之に答へたり。「何故に匪行官吏の處分を遲滯するや」と問へば、答て曰く「現内閣は憲法的動作に依りて人民の權利を保全せんことを期するを以て、苟くも官吏の職權を濫用して人民の選舉權を妨碍したる事實あるを認識せば、司法・行政、相當の手段を以て之を糾治處分するを怠らす」と。「選舉干涉の餘弊として各地方に於ける官民の衝突日に甚しく、府縣の行政全く荒廢に歸

るに拘らす、政府之か調停矯正に意を致さざるは如何」と問へば、答て曰く「政府は地方行政の基礎を鞏固にし、府縣治をして益々良美の域に達せしめんことを期し、緩急適應の處分を施して此目的を達せんとす。故らに處分を遷延するか如きは政府の爲さざる所なり」と。更に選舉干涉費の出處を指摘し、何故に此會計紊亂の違法を敢てせしやを問へば、政府は法規及び制度を籍りて選舉干涉費支出の事實を否認したり。

△衆議院の上奏 衆議院は右政府の答辯に満足せず、別に一上奏案を可決して選舉干涉の善後處分を闕下に懇請し奉りたり。其奏疏は先づ選舉干涉の非違を論し、現時官民反目の實蹟を述べて其因を選舉干涉に歸し、更に政府の發表せる施政の方針、及び在廷の臣僚並に帝國議會の議員に賜はりたる詔勅を引き、以て現政府か此非違

の善後處分を忽諸に付するの罪を鳴らす。其末文左の一段は即ち奏疏の骨子なり。

謹て按ずるに選舉干渉の事たるや立憲の大綱を紊り國家の慶福を妨ぐるものなり乃政務の改善を圖り詔旨に率由せむと欲せば最も先此等の處分を爲さざるべからず今敢て内閣に向て夫の干渉を事前に防遏せざるを追咎するにあらず其の善後の責任を正言するなり然るに内閣は口を既往に籍て其の責を逃れむとす是れ 陛下の欽命を違奉し皇猷を悞弘する所以の道にあらざるなり臣等國民を代表するの職に居り義黙止するに忍びず茲に民意を條陳し謹て聖裁を仰き奉るもの萬止を得ざればなり仰き願くは 陛下敍斷を垂れ國務大臣をして其職を盡さしめ而して非行の官吏を戒飭し大に民政を更張せられむことを

○**條約改正上奏** 自由黨及び改進黨所屬議員等の名を以て條約改正

正に關する上奏案を提出す。(前議會の際、亦同案を提出したりと雖も、故らに議題に供することなくして已む) 其上

奏案は先づ現行條約の國利國權を冒蝕すること極めて大なるを慨し、之を改正するの一日も緩ふすからざるを論し、維新已來、有司屢々條約改正を企て、然も常に蹉跎して其功を奏する能はざりし所

以のものの、畢竟廣く之を國論に詢はさるの致す所なりと斷し、條約の締結は 天皇の大權に存すと雖も、萬機公論に決するの大猷確然存立するの今日、條約改正に關する國民の輿論を闕下に陳奏するは、決して僭逸横議にあらずと爲し、輿論は對等條約の締結を希望して已まざるの意を明かにし、而して對等條約の要件として四條を擧げたり。曰く治外法權の撤去、曰く海關稅權の回復、曰く沿海貿易の禁止、曰く國家の法律に屬すべき事件の拒絕是なり。當時外人に内地雜居を許すの利害を論するの聲政界に高し。本件上奏案提出者は、其理由書中に「内地雜居は一般に外國人の自由に任するも、北海道及び沖繩縣は特に區劃を限定して之を許し、其他の島嶼は一切之を禁ず」と云ひ、又「土地の所有・鑛山・鐵道・運河・船渠・造船所等の所有權及び營業は之を許さず」と明記し、而して此等條項は國家の法

律を以て隨意規定すべきものと爲したり。本案は政府の要求に依り之を秘密會議に付し、遂に百二十一に對する百三十五を以て之を可決し、直に之を閣下に捧呈したり。

○狩獵規則違憲問題 政府は明治二十五年勅令第八十四號を以て狩獵規則を發布す。其規則中免許料變更の件あり。爲に憲法違反問題を惹起するに至れり。

△世論、質問 世人此勅令を非難して謂らく「狩獵免許料は憲法上の所謂租税なり。故に之を賦課變更するは必らずや法律を以てせざるべからず。勅令を以て之を敢てするは憲法第六十二條に反す」と。議會開會の後、本件に關して兩院議員より各々質問書を提出す。政府は之に答へて「法令及豫算款項中狩獵免許料に税名を付したるも、其性質全然報償に屬する手数料に過ぎざるを以て、勅令に依り

て自由に之を變更するを妨げず」と。

△衆議院の決議 衆議院は政府の此答辯を非難し、該勅令は憲法に違背するを以て當初より其効力を有すべきものにあらずと爲し、政府の發令を否認することを決議したり。此決議案の提出者は高田早苗にして、該勅令の違憲たるを論じて餘蘊なく、之に對して勅令副署者農商務大臣後藤象二郎辯解最も力む。討論中、本勅令發布を以て政府の責任を明かにするの修正動議を起す者ありたりと雖も、此動議は消滅に歸し、七十三に對する百七十四を以て決議原案を可決したり。

△狩獵法案 次て衆議院は狩獵法案を議し、(議員提出)之を可決して貴族院に送付す。貴族院は政府發布の狩獵規則と衆議院送付の狩獵法案とを比較し、前者は寧ろ後者よりも便なりと爲し、八十八に對

する八十九を以て該法案を否決したり。

○官吏俸給減額の建議　貴族院は官吏の俸給を減額せんことを政府に建議す。此案は第二議會の際、同院の議に上りたる勤儉尙武の建議案と略々其趣旨を同ふす。即ち財用其節を得ると否とを以て國家興廢の岐るゝ所と爲し、現時官吏の俸給の過多失節なるを指摘して其流弊を舉示し、其俸給總額を歳入の約百分の一迄節減し、冗員を汰し、冗費を省き、勤儉勵精の美風を養成すべしと云ふに在り。

案は六十五に對する六十八を以て可決せられたり。

○俸給稅問題　製艦費の補足に充てんが爲に今後六個年間毎歳内帑三十萬圓を下附し、及び文武官僚をして同年月間其俸給十分一を納れしむるの詔勅煥發したることは豫算の部に記する所の如し。此より先き衆議院の豫算會議に於て官吏俸給削減の聲極めて高かりし

際、政府黨議員の手より俸給稅法案を提出し、國庫より支給を受くる俸給諸給に對し百分の五乃至十二の稅を課し、以て軍備費の補充に供せんと擬す。此案は百一に對する百十を以て否決せられたり。次に詔勅の下るに及んで、貴族院は同院議員にして歳費を受くる者は六個年間其十分一を國庫に納付するの決議を爲したり。

○各種上奏案及建議案　陸軍中將小澤武雄諭旨免官事件に關し、貴族院議員は屢次政府に質問したりと雖も、政府答辯を與へざりしを以て、天關に訴へて聖裁を乞はんと欲し、此に其上奏案を提出す。案は四十五に對する八十三を以て否決せらる。

貴族院は製鋼所設立の要務たるを認め、其經費を追加豫算に編して當期議會に提出すべきことを政府に建議せり。衆議院に於て前内閣系の議員より製鋼所設立の建議案を提出し、院議之を否決す。

衆議院に海軍改革の建議案を提出する者あり。大體第二議會に現はれたる上奏案と其趣意を同ふし、院議之を否決す。

當期衆議院に現はれたる上奏案の數は七件にして、其五件を可決し、建議案の數は二十六件にして、其六件を可決す。

○豫備金及剩餘金支出 政府は明治二十四年度第一第二豫備金を以て豫算超過又は豫算外支出を決行し、豫備金を使用し了るの後、國庫剩餘金を支出して豫備金の用に代へ、茲に當期議會に對して憲法第六十四條第二項に依りて之れが事後承諾を求めたり。(凡四件) 衆議院は前年濃尾震災救濟費問題以來剩餘金支出違憲論を把り、今又同支出に承諾を拒絶し、豫備金支出に對しては兩院共に承諾を與へたり。

○軍艦千島號事件質問 佛國に注文して新造したる水雷砲艦千島

號、佛國より回航の途次、明治二十五年十一月三十日、我領海瀬戸灣内に於て英國彼阿會社の所有汽船ラベンナ號と衝突して遂に沈没す。其顛末原因責任及び善後處分に關し、議員青山朗より一質問を發し、政府は調査中なりと答へたり。(本件は第五議會に於て最も重要な政治問題と爲る。後に詳かなり。)

○内閣不信任の動議 東洋自由黨所屬議員(新立政黨、所屬議員三名)より突如内閣信任缺乏の緊急動議を提出す。之を可とする者僅かに三人。

○誹謗告訴 東京日々新聞、明治二十五年十二月十六日發行の紙上に於て大に衆議院を罵る。衆議院は以て議院を侮蔑したるものと爲し、該新聞社を東京地方裁判所に告訴したり。(此訴訟は後日有罪の裁判確定す)

第五回帝國議會

第一章 召集前記

●政黨及議員

○國權論勃興、大日本協會組織 近年國權論油然として國內に勃興し、政争の題目は財政より一轉して外交に移らんとす。條約改正事項中、外人に内地雜居を許すを不可とする一派の人士は、第五議會前に大日本協會を組織し、盛に雜居の弊を論し、次て現行條約履行の議を唱へ、且つ軍艦千島號損害要償事件及び諸多國權問題を提げ、政府外交の軟弱姑息なるを論難し、頗る硬論を取りて天下に號呼す。此協會は時人の同情を得ること頗る厚く、之に比例して痛く

政府の疾視を受け、甚大なる壓迫を蒙りたり。

○國民協會の態度 國民協會は全然從來の態度を改め、現内閣の政策を否認するの決議を公表し、明かに政府反對の地位に立つ。此協會員は擧て大日本協會に投し、外交問題を以て政府に對抗せんことを期したり。

○聯合民黨の變情、同志俱樂部組織、各派の意向 幾會期相提携し來りたる聯合民黨は、第四議會の末葉に及びて漸く破綻を呈し、遂に自由黨は同盟を脱し、改進黨及び同盟俱樂部の二派は依然結合して民黨の地歩を保つ。此派に屬する者は雜居尙早論に反對したりと雖も、條約履行及び其他の國權問題に關しては全然大日本協會一派と其主張を同ふし、相携へて第五議會に立たんとす。若し夫れ自由黨は條約履行論に絶對的反對を表し、前議會來の宿題たる行政整理

に關する公約履行問題を以て政府を追究せんとする旨を揚言す。此黨は第五議會開會前内訌を生じ、領袖星亨に反對して之れが排斥に力を用ひたる者少からず。後ち星亨の議院より除名せらるゝに及んで、十餘名袂を聯ねて脱會し、新たに同志俱樂部を組織し、他の民黨と同一歩調を取るに至れり。

○議員黨派別、民黨六派 新議院に臨むべき衆議院議員黨派別概要左の如し。

自由黨九十八人○國民協會七十人○改進黨四十二人○同盟俱樂部二十五人○大日本協會其他の民黨二十餘人○政府黨及所屬不詳四十餘人

第五議會開會前より開會後に亘り、政府反對の旗幟を明かにしたるものは大小六派にして、六派は歩調を齊ふして政府に抗し、而して自由黨は孤立して常に六派の反抗を受く。

○貴族院議員異動 第四議會閉會より第五議會貴族院停會に至る

まで、同院議員の異動左の如し。

△丁年上任 菊麿王○邦憲王○侯爵細川護成

△補闕當選 子爵伏原宣定○男爵吉川重吉○山田卓介○男爵鹿實博○神戸政次○諫早家崇○關田可通

△辭職 三好退藏○男爵高崎五六○細川潤次郎

△死亡 男爵今園國映○侯爵細川護久

● 政府

○閣員異動 第四議會閉會後、内閣員に小更迭あり。即ち三月七日文部大臣河野敏鎌其職を辭し、樞密顧問井上毅之に代り、三月十一日司法大臣山縣有朋其職を辭し、樞密顧問芳川顯正之に代り、同日海軍大臣仁禮景範其職を辭し、西郷從道國民協會より入りて之に代る。樞密院議長大木喬任亦辭職し、山縣有朋其後を襲ふ。

○行政整理 政府は前議會に對する公約に基き、閉會後直ちに行
政整理委員を擧げ、各般調査を施さしめ、案全く成り、五月より十
月に亘りて改正官制八十餘號を發布したり。本件は第五議會に於け
る政争の重要問題と爲る。

第二章 會期

○召集、成立、開院式 第五回帝國議會は明治二十六年十一月二
十五日東京に召集せられ、貴族院は即日成立し、衆議院は二十七日
成立し、翌二十八日車駕親臨して開院式を行ひ、勅語を賜ふ。

○貴族院副議長 召集以前、貴族院副議長細川潤次郎其職を辭し、
侯爵西園寺公望代て其任を承く。

○衆議院正副議長 召集以前衆議院副議長會瀬荒助其職を辭す。

同院は召集當日其補闕選舉を行ひ、左の三名を候補者に擧げ、楠本
正隆勅任せられたり。

副議長候補者 楠本正隆○安東九華○安部井磐根

尋て召集の後、當時議長の任に在りたる議員星亨を除名し、乃ち議
長の補闕選舉を行ひ、左の三名を候補者に擧げ、楠本正隆勅任せら
れたり。

議長候補者 楠本正隆○河野廣中○安部井磐根

此に至りて副議長又空位と爲る。乃ち其補闕選舉を行ひ、左の三名
を候補者に擧げ、安部井磐根勅任せられたり。

副議長候補者 安部井磐根○片岡健吉○安東九華

○全院委員長、常任委員 貴族院は開院式前日、全院委員長及ひ
常任委員を選舉し、衆議院は他の議事に忙殺せられ、式後數日を距

て、之を選擧す。貴族院の全院委員長は子爵谷干城當選し、衆議院の同職は片岡健吉當選す。

○停會連施、解散 帝國議會は十二月十九日より同二十八日に至るまで十日間停會を命せられ、續て同二十九日より翌二十七年一月十一日まで十四日間再度の停會を命せられ、而して再度停會令の下りたる翌三十日、衆議院解散・貴族院停會の詔勅下る。會期實數僅かに三十三日。

第三章 風紀問題

●議長處分の件

○事件の起端 第五議會開會前、坊間風説あり。曰く「衆議院議長星亨は取引所問題に關して屢々商賈と會見し、其地位を利用して各般

便宜を之に與へ、以て不正の利益を取得せり」と。衆議院の非自由黨六派は認めて以て事實と爲し、之を議長に戴くを屑しとせず。第五議會の劈頭に於て先づ此問題を解決せんと試みたり。

○議長不信任の決議 開院式の翌二十九日、衆議院の議事日程に全院委員長及び常任委員選舉の件を掲ぐ。日程に入るに先だち、議員安部井磐根は一緊急動議を提出し、星亨に辭職を勸告せんが爲に議事日程の變更を求め、直ちに議場の容るゝ所と爲る。星は議題の一身の事に亘るを以て、姑らく議長席を退き、副議長楠本正隆之に代る。此に於て安部井は其提起せる決議案を朗讀し、其理由を説明し、議院自ら其體面を保ち、及び政府の官紀紊亂を糾さんが爲に、醜聞紛々たる議長星亨に處決を促かすは實に已むべからざるの處置なりと説く。討論數番の後、百十九に對する百六十六を以て決議案

を可決したり。其決議左の如し。

衆議院は議長星亨君に信任を置く能はず同君の議長の位地に在るを欲せざるが故に同君自ら處決せられんことを望む

○星亨の揚言、臨時休會 決議案通過の後、星來りて議長席に着く。此より先き星が決議案議事の爲に席を副議長に譲るや、議場に揚言して曰く「議院か議長の信任を問ふが如きは、事固と不當に屬す。故に其決議如何に拘らず、余に於て之を守るの義務なし」と。星は復席すると共に又此旨を揚言し、日程の議事を進めんと擬す。此に於て議院は星に熟考の餘地を與へんが爲に當日の議場を閉つ。翌三十日、星復た來りて議長席に着く。議院は之に處するの道を慎重に考慮せんが爲に又直ちに當日の議場を閉づ。

○上奏 非自由黨六派は星亨處分の道を講し、遂に上奏の策を取るに決し、案を翌十二月一日の議場に提出す。左の如し。

衆議院副議長臣楠本正隆誠恐誠惶本院の決議を具し謹奏す本院は衆議院議長星亨に信任を置く能はず故に其職に在るを欲せずと決議す臣等曩に議院法第三條に依り星亨を奏薦し勅任を辱ふす是れ臣等不明の致す所誤て天聽を冒瀆す恐懼の至に堪へず謹奏す

此日星復た着席したりと雖も、議事の上奏案に入らんとするや、自ら其席を副議長に譲り、而して案は激論の末、百二十六に對する百五十二を以て通過したり。其通過するや、星復た現はれて議長席に復し、一身の故を以て宸襟を惱まし奉るは恐懼に堪へすと云ひ、數日間自ら屏居謹慎する旨を宣言して其席を去る。

○勅問、奉答 翌二日、副議長楠本正隆參内、衆議院の奏疏を奉呈す。後ち宮内大臣を経て勅問を垂る。曰く「上奏の旨意は朕に議長を更迭せよと請願するに在る乎、議院自ら不明なりしとの過失を朕

に謝するに止まる乎、更に院議を盡せ」と。衆議院は再び上奏して前

上奏は自ら不明の過失を謝し奉るに在る旨を奉答したり。

○星亨懲罰事犯(其一)出席停止 星亨處分問題に熱中せる衆議院は

決議に次ぐに上奏を以てし、今又懲罰委員付託の計に出でたり。懲罰事犯の理由は、星が十一月二十九日の議場に於て「衆議院の決議を守るの義務なし」と述べたるは議院の體面を汚すの所行なりと云ふに在り。懲罰委員會は星をして議場に謝辭を述べしむることを決議して之を報告したるに、本會議は秘密會を開き、終に十二月五日より一週間出席停止を宣告したり。

○星亨懲罰事犯(其二)除名 出席停止期限満了の翌十二日、星復た來て議長席を占む。非自由黨は其着席の行爲を以て院議を輕侮し其體面を汚したる再度の懲罰事犯なりと爲し、之を懲罰委員に付する

の動議を起し、院議事日程變更の議を決したりと雖も、政府の同意を得る能はざりしを以て、乃ち議長星亨の下に政府案數件を議し、終て直ちに懲罰事犯の件を付議す。星は自ら議事を監理し、其出席の果して懲罰事犯なるや否やを先決問題に供する旨を宣言す。議員中以て衆議院規則第九十六條(懲罰動議は討論を用ひずして採決し委員に付託すること)に違反せりと論ずる者頗る多く、議場爲に一大紛擾を生ず。非自由黨は議長が議院規則を無視し職權を濫用して故らに議院の騷擾を醸したるものなりとなし、是れ亦一個の懲罰事犯として委員に付託するの動議を提出す。多時紛擾の後、議長の所謂先決問題は消滅に歸し、而して二個の懲罰事犯は直ちに委員に付託せらる。懲罰委員會は星を除名すへきものと決議して之を十三日の議場に報告し、本會議は九十二に對する百八十五を以て星亨除名の議を可決したり。

●官紀振肅の件

○事件の起端、衆議院の上奏 衆議院は議長星亨を處分するに努むると同時に、更に官紀振肅問題を提げて政府と相争ひたり。亦是れ取引所問題に根元し、議長處分問題と相關聯す。一言以て之れを掩へは、農商務省の上長官吏等、取引所設立に關する商賈等の請託を容れ、之れに特殊の便宜を與へ、以て私利を其間に營みたりと云ふに在り。民黨各派は認めて以て事實と爲し、此案亂せる官紀を振肅して政界の清淨を圖らんことを期し、先づ左の上奏案を提出す。衆議院副議長臣楠本正隆謹て奏す伏惟れば 陛下忠孝を以て億兆を率ゐる廉節を以て群臣を御し三綱因て張り四維因て立つ古聖主の治と雖も何を以て之に尙へむや任に補弼に當る者宜しく風紀を嚴にし内行を肅み以て 陛下聖明の治に奉答すべきなり今や我邦

陛下の盛徳に頼り國民以て安しと雖も宇内の形勢は敢て臣庶の懈惰疎慢を容さず閣臣たる者宜しく日夜惴々として敢て寢食を安せず或は民心を失ひ以て 陛下の至治に負かむことを是れ懼るべきの秋なり然るに閣臣自ら誠めず漫に臨むべからざるの席に臨み會すべからざるの人に會し饗宴を享け其官僚をして贈遺を容れしめ醜聞道塗に盈ち惡聲街巷に喧し政府の威嚴行はれず宰臣の信用地に墜ちたり今にして之を正さずんば臣等恐らくは上 陛下の盛徳を累はし下衆庶の離心を致さむことを臣等願くば 陛下聖斷以て閣臣の不肅を誡め給はむことを臣楠本正隆誠恐誠惶謹て奏す

本案は緊急動議として十二月四日の議場に提出せられ、日程を變更して議題に供し、大多數を以て之を可決し、直ちに之を閣下に捧呈したり。

○當該大臣の待罪、衆議院の處決督促

衆議院が右奏議を捧ぐる

や、内閣總理大臣伊藤博文は端揆統督の職を盡さざるの責を引き、五日奏疏を捧げて宸斷を乞ひ、農商務大臣後藤象次郎亦奉表陳辯以て罪を待つ。天皇陛下各通の奏議を樞密院に下して之を審議せしむ。衆議院は内狀此の如くなるを知らず、待つこと十餘日にして政府何の決する所なきを以て、速かに其處決を促がさんか爲に「……依て衆議院は茲に内閣は速かに處決すべきものなりと決議す」の決議案を十八日の議場に提出す。其議事の際、首相伊藤來院、進止待命のことを告げ、大臣の進退は一に君主の天命に遵ふべきものなるを論し、大に議院の輕躁を詰る。議院は之に耳を借さずして滿場一致以て原案を可決したり。此際自由黨議員は政府の處決を待たんか爲めに、一週間休會の動議を提出したるも成立せず。

○事件の結尾、農商務大臣更迭 之より停會相續き、次て解散と

爲り、爲に議會は會期中善後の處分を見るに及はず。此より先き皇上陛下、衆議院及び當該大臣の奏議を樞密院に下して意見を徵す。樞密院は諮詢に奉答し、衆議院の舉措慎重の用意を闕くを咎め、又農商務の吏僚中其行爲往々疑似の迹あるを認め、而して國務大臣の進退は 陛下の大權に存するを以て外間の容喙を許すべからすと云ひ、且つ「今日内外多事の時局に當り 陛下在廷の臣僚に信任して陛下の事を終始せしめらるゝに於て、一瑣事の爲に廊廟の柱礎を搖撼するは、宜く避くべきの事たるを信す」と敷奏したり。皇上此奏議に依りて一勅語を内閣に賜ひ、農商務大臣が特に僚屬の飭厲に努力すべきを誡め、且つ國務大臣の進退に關して外間の容喙を許さざる旨を宣し、閣臣の努力に依りて開國進取の國是を遂行せんことを望む旨を勅らせられたり。農商務大臣後藤象次郎は此勅語の旨を奉

して省内吏僚を戒飭する所ありたりと雖も、未だ幾くならずして辭表を呈し、次官等之に倣ふ。二十七年二月二十日後藤象次郎の農商務大臣を免し、子爵榎本武揚其後任を拜す。(農商務大臣の更任は第五議便宜此に叙す)

第四章 國權問題

●條約履行の件

●條約履行建議案 議員安部井磐根、現行條約履行建議案を衆議院に提出す。案に曰く。

衆議院は政府が現行條約の實施上我帝國の權利を汚損する所あるを認む故に衆議院は切に政に府望む政府が條約の權義を明確にし以て之を履行せられんことを敢て建議す

其意に謂らく「現行條約の我國權を毀け我民福を殺ぐや論を待たずと雖も、若し嚴密に之を履行せば、外人亦幾多の不便不利を感ぜずんばあらず。然るに我政府の之を實施するや緩怠を極め、外人を待つこと頗る厚く、之をして肆に條約の外に出て、各般便宜利益を領せしむ。爲に我國權を毀くること愈々大、我民福を殺ぐこと益々多、施て條約改正の事業に妨害を與ふること鮮少にあらず。寔に此弊患を一洗し、以て國家の體面利益を保全せんと欲せば、條約の範圍を明瞭にし、其權義を確守し、嚴密に之を履行し、外人をして一步も條約の外に出て、行動するを得ざらしむるに在り」云々。提出者は長編の理由書を添へ、一々事實を擧げて外人跋扈の情況を叙し、政府取締の緩怠を鳴らし、以て條約履行の已むべからざる所以を明かにしたり。

○世論の趨向、政府の苦慮 條約履行建議案は民黨六派の等しく賛成する所なり。其之に賛成する理由に至りては一ならず。外人跋扈の現情に憤慨して然る者あり、若くは以て外政伸張の素地と作さんとする者あり、或は單に以て政府攻撃の利器に供せんとしたる者なきにあらず。理由の如何を問はず、六派を擧げて之に賛成するを以て、其案の通過疑ふべからず。時に政府は條約改正の事に従ひ、列國政府と交渉方に酣なり。此時に方りて恰かも條約履行論の勃興に會ふ。政府は爲に對手國の感情を害せんことを恐れ、苦慮歎からず。既にして國論益々昂進するに及んで、列國公使は相與に我政府に抗議を提す。政府益々狼狽し、必ず條約履行建議案の成立を阻止せんことを期し、經營頗る慘憺なり。

○建議案會議、政府の辯明、停會、解散 十二月十九日、條約履行

行建議案を議題に供し、提案者安部井磐根先づ起て提案の理由を説明す。發言僅かに數句して十日間停會の詔勅を拜す。停會期満ち、二十九日再び議場を開き、該建議案を日程に掲ぐ。外務大臣陸奥宗光來院、縷々の長演説を以て建議案に反對し、現行條約は進歩せる今日の社會と相容れずと云ひ、之を履行するは開國進取の國是と相反すと云ひ、政府は極力以て此建議案を排去するの決心なる旨を明言したり。外務大臣の演説終るや、即時に政府は十五日間再停會の詔勅を傳へ、爲に衆議院は日程の議事に入る能はず。次て翌三十日衆議院解散の詔勅下り、條約履行建議案は終に議題に上るの機を失したり。

○條約履行及改正の質問 此より先き民黨議員の一人より條約履行の責任に關して質問書を發し、政府は之に答へて指揮監督上毫も

職務を懈る所なしと云ふ。又自由黨議員より條約改正の功程及び方針に關して質問書を發したりと雖も、遂に政府の答辯を得ず。

●軍艦千島號事件

●損害賠償訴訟　帝國軍艦千島沈没に關する訴訟事件も亦第五議會に於ける重要問題の一にして、議員と政府との間に問答を累ね、大に世人の注目を惹きたり。

(註)千島沈没事件に關して其顛末調査中なることは政府が前議會に答辯したる所の如し。政府は沈没の責任ラベンナ號に在るを認め、彼阿會社に對して八十五萬圓損害賠償の訴訟を在橫濱英國領事裁判所に提起し、之に對して被告會社は十萬圓損害賠償の反訴を提起したり。領事裁判所は此反訴は受理すべからざるの中間判決を與へ、被告會社は之を在上海英國高等裁判所に控訴し、同裁判所は反訴受理の權あるものと判決したり。本件訴訟に於て、帝國政府の代理人は我　天皇陛下の　御名を用ひて訴訟當事者たる資格を現はし、又反訴に對する抗辯として、兩船衝突地の日本領海なることを主張し、

日本領海内に起りたる事件に關し、神聖犯すべからざる日本　天皇陛下に對して起訴するは日本法律の許さざる所なりと辯論したり。横濱領事裁判所が反訴を斥けたるは全然日本政府代理人の抗辯を採用したるなり。上海高等裁判所判決の理由は、兩船衝突地は日本の領海にあらざるを以て、英國法廷は日本　天皇陛下に對する本件反訴を受理するの權ありと云ふに在り。○帝國政府は上海裁判所の判決に服せずして英國樞密院に上訴し、勝訴と爲り、次て被告會社と示談を遂げたり。事は後年に起り、其顛末は第九議會の部に之を記す。○領海問題に關して上海高等裁判所の判決あるや、帝國政府は直ちに英國政府に向て兩船衝突地は全く帝國政府の領海なる旨を宣言したり。

●質問、答辯　本件に關し議員鳩山和夫先づ二點の質問を起したり。其第一點は神聖不可侵　天皇陛下の　御名を以て原告たる資格を現はしたる理由如何、其第二點は被告會社の上訴に際し、上海英國裁判所へ出廷答辯して條約以外の裁判權を認めたる理由如何と云ふに在り。數日を経るも政府答辯する所なきを以て、鳩山は質問の趣意を敷衍して痛切に政府の失態を攻め、其答辯を促がしたり。政

府即ち簡短なる答辯書を送り來る、曰く『訴狀に掲げたる原告の名稱は帝國日本政府なり』曰く『上海英國裁判所へ出廷答辯したるは先例に依る』と。

○再質問、答辯督促、上奏案提起 鳩山は右の答辯に満足せず、更に再質問書を提出し、訴狀に日本政府の名を用ひたりとするも、訴訟進行中 御名を用ひたる理由、訴訟代理人の此放慢を看過したる理由、所謂先例の表示、先例は當否如何に拘らず凡て之を遵奉せんとする乎、及び上海英國裁判所の判決に服従するの決心なるや否やを問ふ。此質問に會ふて政府又々答辯を遅延したるを以て、衆議院は十二月十五日の決議を以て三日以内に國務大臣全員の出席を促がし、口頭の答辯を要求したりと雖も、政府は憲法上の權利に籍口して出席を拒絶す。此に於て衆議院は上奏以て政府の失體を彈劾せ

んとし、鳩山等の名を以て上奏案を提出す。案文中『政府の千島號に關する措置は、條約の明文に由らず、正當の條理に基かず、叨りに帝國を擧げて英國の主權の下に屈從せしめたるものにして、實に千古の失體なり。陛下中興の勅旨を空ふし、各國の凌辱を招く、之より甚しきはなし。而して内閣大臣等姑息苟安、恬として願みず、其重責に負くや大なり』の語あり。案は十二月十九日を以て提出せられ、條約履行建議案に次て之を議題に供せんとしたりと雖も、停會に續て解散と爲り、爲に本案は遂に未決に終る。

○再答辯 政府は停會中、前記再質問に對して長文の答辯書を送り、辯解最も努めたり。其要領に曰く『訴訟代理人は君主及主權者の語辭を用ひたるも、御名を以て裁判を受けたることなし。訴訟代理人の法廷に於ける陳述論辯に付き政府に責任なし。先例とは明

治十二年帝國政府對ミツチエル及コープ事件を指す。先例に依るは訴訟上不可已の手段なり。政府は上海英國裁判所の判決に服せずして已に上訴の手續を爲したり」云々

第五章 行政整理問題附豫算案

●行政整理の報告(總理大臣の演説)

政府は前議會に對する公約に基き、

着々行政整理の道を講じ、定員を減省し、俸給を低下し、以て事務の敏活と政費の節省とを圖りたり。其結果、定員を減すること三千二百七十二人にして、俸給應費其他政費を減すること約百七十萬圓なり。十二月二日、内閣總理大臣伊藤博文衆議院に臨み、行政整理・公約履行の事を報告し、『政府は事情の許す限り、力の及ぶ限り、行政整理を遂行したり』と明言し、之に關聯して豫算歳出入の増減を

略説し、而して施政の方針は前年の議會に朗讀したるものと異なる所なしとして之を略したり。

●財政計畫の説明(大藏大臣の演説)

次て大藏大臣渡邊國武、明治二十七

年度財政計畫及び一般財政經濟上の現況を演説す。大要左の如し。

(先づ歳入出總額・剩餘金・其支途豫定・歳入出前年度比較・及び増減の理由等を示し)政府は國家の隆盛を圖り國民の福利を増進せんが爲に、軍事上・經濟上・教育上・交通運輸上、皆な一齊に健全なる活動を爲さしめんことを期し、此方針を以て本年度の財政經營を立てたり。(各經營事項を指示す)○經常歳入の年々増加するは國富發達の結果なり○人文發達上健全なる進歩に伴ふ費用は逐年累進し、監督的政務の費用は漸次減少するは財政上好結果なり○毎年經常歳入の幾分を以て臨時歳出に充用することを得るは、我帝國財政基礎の鞏固なるを證す○高利公債は漸次に整理し、特約あるものを除くの外、悉皆完了し、國債利子の負擔年々約二百七十二萬圓を減す○外國貿易は連年好況を呈し、輸出入額は著大の増加を示し、海關稅の收入亦從て増加す○金融機關の設備不完全にして資本の融通に便ならざるを以て、日本銀行支店を全國樞要の地に増設せしめ、又信用機關を組織せんとす○金銀價格の變動は財政經濟上に及ぼす影響少からざるを以て、新たに貨幣制度

調査會を設けて現に調査中に屬す。

○二十七年總豫算 明治二十七年總豫算案に計上する歳入出額並に前年度豫算との對照増減左の如し。

二十七年		二十六年		比 較
經常部	八三、一九八、九六七	八一、四七六、〇五九	(增)一、七三二、九〇八	
臨時部	七、四七六、二二八	六、五六九、一七四	(增)九〇七、〇五四	
合 計	九〇、六七五、一九六	八八、〇四五、二三三	(增)二、六二九、九六二	
經常部	六八、八七五、〇五〇	六八、五七五、六六一	(增)二九九、三八九	
臨時部	一六、五九七、一〇八	一三、二七二、四四三	(增)三、三二四、六六五	
合 計	八五、四七二、一五九	八一、八四八、一〇四	(增)三、六二四、〇五四	

(註)二十七年總豫算歳入有餘金五百二十万三千三十六圓也

○新事業費 明治二十七年に於て新たに計畫せんとする事業は二十九件にして、其金額は四百八十二萬九千餘圓なり。而して政府は

歳入有餘金五百二十萬餘圓の内を以て航路擴張補助・教育費補助・田畑地價特別修正費等に充つるの計畫を立てたり。

○豫算案と衆議院 當時の國論、政府の決行したる行政整理を以て姑息なりと爲し、經費節減の意外に僅少なるに驚き、又其方法の輕重寬嚴を誤るを鳴らし、政府の所謂常人に満足を與ふべき程度に達せざるものと爲す。然るに聯合民黨は深く意を豫算問題に致さず、主ら官紀及び國權の諸問題を以て政府に抗し、而して豫算委員の選舉は自由黨の多數占取するに任せたり。

○審査進行、豫算不成立 自由黨は民黨六派の外に立ち、豫算問題を以て政府と相争はんと擬し、其所屬議員の多數を以て組織せる豫算委員會は、先づ審査の方針を定めたり。其方針は前議會の方針を一切踏襲し、夫の政府の再三不同意を表したる前年度豫算査定案

の金額を標準として次年度豫算に節減を施さんとするに在り。委員會は先づ國務大臣政府委員等の出席を要求して行政整理に關する説明を聞き、上記の方針を以て審査を進む。討論累日、政府は原案を維持するに力むと雖も、委員會は必しも之を省みず。遂に官吏俸給十分一納付の制を廢して別に削減を施し、海峽砲臺建築等の費額を削り、其他著大の修正を原案に加へたり。此査定案は未だ議會に報告せられざるに當りて停會又解散と爲り、何等の決定を爲すに暇あらず。爲に明治二十七年度豫算は遂に不成立に歸す。

○二十六年度追加豫算 政府は明治二十六年度總豫算追加案一號を當期議會に提出す。衆議院は之に協賛を與へたりと雖も、貴族院の決定以前、當期議會の運命終りを告ぐ。

第六章 解散

○衆議院解散 前各章中に散記するが如く、當期議會は停會に次ぐに停會を以てし、再度の停會期中途に解散と爲れり。而して其停會や、將た解散や、常に條約履行建議案の議事に伴ふ。政府は解散の理由を正式に表示せざりしと雖も、前後の事情及び閣臣の言説に徴すれば、其主たる理由は實に條約履行建議案に在り。

○貴族院議員の忠告 茲に貴族院各團體の有志議員は、政府が停會及び解散を連施し、而かも其理由を表示せざるを憤り、親しく當局者に面し、解散の理由は條約履行案の提出に在ることを確かめ得、益々政府の無謀拙策を悲しみ、一方現政府に信用を置かざるの内議を定め、更に同志三十八名の連署を以て一封の忠告狀を内閣員に寄

せたり。其忠告狀は、從來豫算の削減にのみ専らにして殆んど他の國務を顧みざりし衆議院が、翻然として官紀及び國權の問題に留意するに至りたるは、議員當然の職分を盡すものなりと前提し、其最も力を注ぎたる條約履行案は、政府當然の職務を履踐せんことを希望するに在るを以て、寸毫も非難すへき所なしと云ひ、政府か此議論を誤解して開國進取の國是を阻格するものと認め、此を唱ふる者を以て頑迷攘夷の徒と誣ひ、一言口を開くを得せしめさりしか如きは、啻に輔弼の責任に應せざるのみならず、延て外人の疑心を招き、國民の反抗を來し、遂に國家將來の一大不幸を醸成するに至らんと推論し、深厚の同情を前衆議院及び條約履行案に寄せて政府を詰る。終りに政府か輕くしく停會及び解散の詔勅を奏請したるを非難し、特に停會期中解散を斷行したるの所置を以て國家の爲に深く嘆惜す

へきものと附言したり。

○總理大臣の復書、解散の理由　總理大臣伊藤博文は右忠告書に

對して長編の復書を致し、非正式に解散の理由を表示したり。先づ憲法の施用は國家各機關の和衷協同に存すと云ひ、議院と閣臣と互に各自の權域を守りて國務を審議するを要すと云ひ、「議院の議の如きは不肖が取て以て己の及はざるを補ふの餘師と爲さん」と云ひ、夫より衆議院が政府と相抗争するに専らにして國家事業の案件を放擲するを咎め、第五議會解散の已むへからざる事由として種々の條項を挙げたり。今試みに其條項を次序し、其事由を摘記すること左の如し。

第五議會の衆議院は開會の初より諸黨派互に相排擠するの端を啓き、常任委員の選舉を閉却し、議長進退の争議に熱中し、上院の特權を濫用し、質問を蒙るの後、續に不明を謝するの陳奏を爲したり○衆議院は官紀振廢問題に關して政府に質問忠告する所なく、

豫め議事日程に掲げずして突然上奏案を提議し、直ちに之を宸閣に呈し、未だ數日を出てさるに、政府の處決を望むと稱して殆んど宸裁を促すの決議を爲したり○衆議院の豫算委員會は、政府が行政整理の結果に基き編制提出したる豫算案を審査するに當り、行政未整理前の豫算案に對して作りたる査定方針を取りて修正の標準と爲し、政府苦辛の迹を顧みずして謂れなき削減を加へたり○衆議院の數黨派は政府を以て國權を汚損するものと爲すの建議案を提出し、又名を條約履行に託して現に條約の本文に抵觸するをも顧みず、外人を畏怖し之れを欄阻するの目的を以て種々の方案を立て、甚しきは外交の運用か如何に重大の干渉を國家に及ぼす乎を熱議せざる者あるを利とし、其説を誇張して以て一時の感情を動かし、以て黨務擴張の資と爲さんとするに至る。是れ實に國家の大計を玩弄するものと謂はざるを得ず。議員が國權を以て念とするは喜ぶべしと雖も、愼思熟計、俱に開國進取の大計を講せんとする誠を存するに非ずして無責任の言議を弄する者に與する能はず。

復書は以上數件を詳細列陳したる後、「衆議院は到底和協に由り大業を翼賛するの望なしと認む」と斷言し、之を解散するの準備として再度の停會を奏請したる旨を辯明したり。

○貴族院議員の反駁 貴族院有志議員は此復書に服せず、乃ち又々長編の理由書を作り、之を内閣に送致す。其理由書は一々復書に反駁を加へ、政府の行動を以て輕躁なりと爲し、其辯明を以て誣妄なりと爲し、和衷協同を破るの罪は衆議院に在らずして政府に在りと斷定す。特に復書中、解散の理由として條陳したる事項に對する辯疏論難は、最も周匝銳利にして、宛然衆議院自家の口吻なり。然るに政府は此再度の忠告書に對して何の答ふる所なし。

第七章 雜 纂

○兩院通過法律案件銘 當期議會の接受したる法律案の數は百餘件に上り、其兩院を通過したるもの左の二件あるのみ。

商法施行條例中追加法律案○大藏省證券條例中改正法律案(政府提出)

○各種法律案 政府は自ら地價修正法案を提出し、衆議院直ちに之を可決したるも、貴族院は未だ院議に付せずして已む。

貴族院議員より監獄費國庫支辨法案を提出し、政府却て之に反對を表し、貴族院之を可決したるも、未だ衆議院の議決を経ず。

海關稅免除法案を貴族院に提出する者あり。政府は之に反對を表し、議員中贊否の議盛に起る。結局何の決定を見ずして已む。

其他前年來の宿題たる各法律案は、續々會議に上りたりと雖も、皆な未決又は否決に終る。

○成果 當期議會は停會・休會・解散の爲め會期實數極めて短く、其間前各章記載の重要諸問題を審議するに専らなりしを以て、法律案の兩院を通過したるもの極めて尠と共に、他の議案動議の見るべきものなく、決定を経たるもの殆とあるなし。

第六回帝國議會

第一章 召集前記

●議員

○衆議院議員總選舉(第三) 明治二十七年三月一日、衆議院議員臨時總選舉を行ふ。今回の選舉に際しては前回の如き干涉暴行を見ず。但々二三地方に於て、騷擾の爲に若干の死傷者を出したるのみ。

○改選議員名錄 當選者氏名左の如し。

(註)先に神奈川県多摩三郡を割て東京府管轄に移し、從來の神奈川県第六區(議員二人)を以て東京府第十三區と爲し、爲に東京府選出議員定員を十四人に増し、神奈川県を五人に減す。○今回總選舉後次回總選舉迄議員に異動なし。

△東京府(定員十) 第一區末吉忠晴○第二區檜山鐵三郎○第三區稻田政吉○第四區楠本正隆○第五區奧三郎兵衛○第六區高梨哲四郎○第七區角田眞平○第八區阿部孝助○第九區鳩山和夫○第十區林和一○第十一區淺香克孝○第十二區高木正年○第十三區石阪昌孝○同區中村克昌

△京都府(定員七) 第一區坂本則美○第二區竹村藤兵衛○第三區安田益太郎○第四區田宮勇○第五區河原林義雄○同區田中源太郎○第六區神鞭知常

△大阪府(定員十) 第一區粟谷品三○第二區土居通夫○第三區前川楨造○第四區村山龍平○同區秋岡義一○第五區高井幸三○第六區植田重太郎○第七區東尾平太郎○第八區大井憲太郎○第九區佐々木政父

△神奈川縣(定員五) 第一區島田三郎○第二區山田泰造○第三區山田東次○第四區山田嘉穀○第五區福井直吉

△兵庫縣(定員十) 第一區鹿島秀麿○第二區村野山人○第三區田艇吉○第四區石田貫之助○第五區魚住逸治○第六區西村眞太郎○第七區名倉次○第八區改野耕三○同區肥塚龍○第九區岡精逸○同區佐藤文兵衛○第十區佐野助作

△長崎縣(定員七) 第一區富永隼太○同區家永芳彦○第二區山口信一○第三區志波三九郎○第四區草刈武八郎○第五區宮崎榮治○第六區藤崎可贊

△新潟縣(定員十) 第一區萩野左門○第二區丹後直平○同區佐藤力作○第三區佐藤定七○第四區大竹貫一○第五區高橋九郎○同區長谷川泰○第六區內藤久寛○第七區久保田右作○同區岡村貢○第八區太田孫右衛門○同區室孝次郎○第九區松本八十八

△埼玉縣(定員八) 第一區加藤政之助○第二區高田早苗○同區福田久松○第三區野口駿○同區新井啓一郎○第四區齋藤珪次○同區湯本義憲○第五區原善三郎

△群馬縣(定員五人) 第一區新井毫○第二區金井貢○第三區中島祐八○

第四區木暮武太夫○第五區清水永三郎

△千葉縣(定員九人) 第一區千葉禎太郎○第二區小倉良則○同區四宮有

信○第三區板倉中○第四區西村甚右衛門○第五區伊藤德太郎○第

六區高橋喜物次○第七區鈴木清三○第八區安田勳

△茨城縣(定員八人) 第一區關信之介○同區關戶覺藏○第二區野口勝一

○同區大津淳一郎○第三區濱名信平○第四區初見八郎○第五區大

久保端造○第六區齋藤斐

△朽木縣(定員五人) 第一區星亨○第二區田村順之助○同區新井章吾○

第三區田中正造○第四區鹽田與造

△奈良縣(定員四人) 第一區中山平八郎○第二區櫻井知則○同區植田理

太郎○第三區松本長平

△三重縣(定員七人) 第一區栗原亮一○第二區鈴木充美○第三區木村賢

太郎○第四區土居光華○第五區尾崎行雄○同區森本確也○第六區

深山聳岬

△愛知縣(定員十人) 第一區國島博○第二區小室重弘○第三區江崎均

○第四區倉知伊右衛門○第五區森東一郎○第六區加藤喜右衛門○

第七區天野伊左衛門○第八區太田善四郎○第九區今井磯一郎○第

十區加藤六藏○第十一區三浦碧水

△静岡縣(定員八人) 第一區井上彦左衛門○第二區影山秀樹○第三區廣

住久道○第四區丸尾文六○第五區足立孫六○第六區松島廉作○第

七區江原素六○同區大村和吉郎

△山梨縣(定員三人) 第一區齋藤卯八○第二區依田道長○第三區加賀美

嘉兵衛

△滋賀縣(定員五人) 第一區中田長茂○第二區岡田逸次郎○第三區大東

義徹○同區中小路與平次○第四區臨坂行三

△岐阜縣(定員七人) 第一區大野龜三郎○第二區岸小三郎○第三區高木

貞正○第四區松原芳太郎○第五區須田萬右衛門○第六區淺見與一

右衛門○第七區永田吉右衛門

△長野縣(定員八人)

第一區小島相陽○第二區島津忠貞○第三區佐藤八郎

右衛門○第四區森本省一郎○同區川上源一○第五區木内信○第六區中村彌六○第七區伊藤大八

△宮城縣(定員五人)

第一區草刈親明○第二區武者傳二郎○第三區後藤敏康○第四區大庭長九郎○第五區首藤陸三

△福島縣(定員七人)

第一區小笠原貞信○第二區平島松尾○第三區河野廣中○同區吉田正雄○第四區柴四朗○同區山口千代作○第五區愛澤寧堅

△岩手縣(定員五人)

第一區谷河尙忠○第二區小笠原定一○第三區佐藤昌藏○第四區下飯坂權三郎○第五區平田箴

△青森縣(定員四人)

第一區工藤行幹○同區源晟○第二區榊喜洋芽○第三區菊池九郎

△山形縣(定員六人)

第一區佐藤里治○同區佐竹正詮○第二區山下千代雄○第三區駒林廣運○同區河部孫左衛門○第四區重野謙次郎

△秋田縣(定員五人)

第一區目黒貞治○第二區横山勇喜○第三區野出銅三郎○第四區坂本理一郎○同區武石敬治

△福井縣(定員四人)

第一區竹尾茂○第二區杉田定一○第三區黒田道珍

○第四區時岡又左衛門

△石川縣(定員六人)

第一區松田吉三郎○同區吉本榮吉○第二區梅田五月○第三區眞館貞造○同區淺野順平○第四區小間肅

△富山縣(定員五人)

第一區原弘三○同區關野善次郎○第二區野村脩造

○第三區稻垣示○第四區島田孝之

△鳥取縣(定員三人)

第一區石谷董九郎○第二區田江彌三郎○第三區渡邊芳造

△島根縣(定員六人)

第一區園山勇○第二區並河理二郎○第三區高橋守衛○第四區恒松隆慶○第五區佐々田懋○第六區八幡信太

△岡山縣(定員八人) 第一區小林禎雄○同區竹内正志○第二區日笠恒太郎○第三區犬養毅○第四區守屋此助○第五區東良三郎○第六區加藤平四郎○第七區井手毛三

△廣島縣(定員十人) 第一區佐々木高榮○同區藤田高之○第二區小田貫一○第三區野平穰○第四區和田彦次郎○第五區脇榮太郎○第六區秋山忠夫○第七區長壽彦○第八區倉田準五郎○第九區井上角五郎

△山口縣(定員七人) 第一區吉富簡一○同區森清藏○第二區西村禮作○第三區大岡育造○第四區三輪傳七○同區磯部十藏○第五區河上逸

△和歌山縣(定員五人) 第一區鎌田榮吉○同區千田軍之助○第二區望月右内○第三區並木弘○同區山本隆太郎

△德島縣(定員五人) 第一區湯淺貞太郎○第二區守野爲五郎○第三區武市彰一○第四區橋本久太郎○第五區阿部興人

△香川縣(定員五人) 第一區中野武營○第二區林喬○第三區綾井武夫○

第四區三崎龜之助○第五區森輝見

△愛媛縣(定員七人) 第一區藤野政高○同區鈴木重遠○第二區柳瀬春次郎○第三區重岡薰五郎○第四區工藤干城○第五區清水隆徳○第六區玉井安藏

△高知縣(定員四人) 第一區小松三省○第二區片岡健吉○同區林有造○第三區西山志澄

△福岡縣(定員九人) 第一區津田守彦○第二區多田作兵衛○同區藤金作○第三區征矢野半彌○第四區佐々木正藏○第五區武内美代吉○第六區立花親信○第七區福江角太郎○第八區末松謙澄

△大分縣(定員六人) 第一區安東九華○第二區箕浦勝人○第三區朝倉親爲○第四區廣瀨貞文○第五區元田肇○第六區山口半七

△佐賀縣(定員四人) 第一區武富時敏○同區野田常貞○第二區中江豐造○第三區二位景暢

△熊本縣(定員八人) 第一區有吉平吉○同區佐々友房○第二區戸田熊彦

○第三區紫藤寛治○同區古莊嘉門○第四區渡邊敬生○第五區澁谷禮○第六區小崎義明

△宮崎縣(定員三人) 第一區岩切門二○第二區安田愉逸○第三區小林乾一郎

△鷹島縣(定員七人) 第一區厚地政敏○第二區折田兼至○第三區長谷場純孝○第四區柏田盛文○第五區河島醇○第六區蒲生仙○第七區大島信

○貴族院議員異動 前期議會貴族院停會後、當期議會停會に至るまで、同院議員の異動左の如し。

△丁年上任 守正王

△勅任 柴原和○秋月種樹○名村泰藏○船越衛○久保田讓○折田平内○前田献吉○伊東己代治○平山成信○堀基○渡邊千秋○森山茂○金子堅太郎○兒玉淳一郎○兒島惟謙

△死亡 金須松三郎

●政黨

○政府の抑壓 政府は深く條約履行論を忌み、從て之を提唱したる大日本協會を疾む。遂に條約履行論を以て衆議院を解散し、其翌日大日本協會に解散を命し、爾來益々言論集會結社の自由を抑壓して各派の行動を障碍し、偏へに國權論の氣勢を殺がんと努めたり。

○立憲革進黨組織、聯合民黨の二大政綱 政府の抑壓益々嚴なるに及んで、民黨の意氣却て益々昂り、遂に同志同盟の兩俱樂部相合して立憲革進黨を組織し、改進黨・國民協會・舊大日本協會・其他の民黨と聯合し、相與に『對外強硬』『責任内閣』の二大旗幟を樹て、政府に薄らんとす。爾來此數派を呼んで別に對外硬派と稱すと云ふ。

○自由黨の態度 聯合民黨の意氣此の如く熾盛なるの際、獨り自由黨は對外問題を口にするを避け、飽く迄行政整理問題を以て政府と争ひ、且つ前議會解散の責を問はんと擬す。

○議員黨派別 第六回議會に臨むべき衆議院議員黨派別概要左の如し。
自由黨百二十人○改進黨五十人○立憲革進黨四十人○國民協會三十人○舊大日本協會專屬十人○無所屬其他五十人

第二章 會 期

○召集、會期日數 第六回帝國議會は明治二十七年五月十二日東京に召集せられ、其會期を二十一日間と定む。

○衆議院正副議長 衆議院は召集當日正副議長候補者の選舉を行

ふ。其結果左の如し。

議長候補者 楠本正隆○河野廣中○鳩山和夫

副議長候補者 片岡健吉○大井憲太郎○佐藤昌藏

之を上奏したるに、議長には楠本正隆、副議長には片岡健吉、各々勅任せられたり。

○開院式 五月十五日、車駕親臨、開院式を行ひ、勅語を賜ふ。

○全院委員長、常任委員 次て全院委員長及び常任委員を選舉す。子爵由利公正貴族院全院委員長に、安東九華衆議院全院委員長に當選す。

○解散 六月二日衆議院解散・貴族院停會の詔勅下る。會期實數十有九日。

第三章 官民再度の衝突、解散連施

◎前議會解散否認

◎解散の理由、政府の方針(總理大臣の演説) 五月十六日、内閣總理大臣伊藤博文衆議院に臨みて施政の方針を演説し、前期衆議院解散の理由を明にす。曰く「政府は條約履行案に絶對的反對の意見を取る。若し彼案にして衆議院を通過せば、其影響の及ぶ所至大なるを念ひ、乃ち敢て解散を奏請したり。解散は種々の事情の綜合に出づと雖も、政府の最も重視したる所は即ち條約履行案是なり」と。彼れは政府は現に條約改正談判の進行中なるを告げ、之を遂行するが爲に百般の障礙を排除する決心なること、及び其目的を達するも遠からざる旨を述べ、且つ進んで議會が姑らく此中外に關係ある問題(即ち條約履行案を指す)

を以て政争の具と爲すを中止せんことを求め、「此の如き問題を以て政府議會常に相衝突し、他の急要の事業を閑却するが如きは、國家の爲め眞に痛嘆に堪へず」と云ひ、「政府をして再び最終の聖斷(解散)を仰ぐの已むを得ざるに至らしむること勿れ」と結論したり。

◎貴族院の質問、政府の辯明 貴族院議員の一部も亦解散の理由を知るに苦しみ、之れが質問書を提出す。伊藤は此質問に答へんが爲に自ら貴族院に臨み、「解散の理由は衆議院に於て公言したる所の如し」として一言だも陳せず、主ら政府の責任に關して論議を費したり。曰く「解散の理由を天下に表示すると否とは政府の自由にして、政府は憲法上毫も之を表示するの義務を負はず」曰く「解散は天皇の大權に屬し、其理由を表示するも亦聖斷に待つ」曰く「帝國未だ憲法政治の歴史を有せず。故に政府の處置を評するに憲法的動作

に合ふや否やを以てするが如きは全然無意味なり」云々。

○衆議院の決議 衆議院の各派は皆な前議會解散に憤慨し、之に關して新議院の意思を明かにせんことを期す。自由黨先づ一決議案を提出す。其決議案は、前衆議院が未だ其意思行爲を發表せざるに當りて政府之を解散し、且つ其理由を明示せざるは非立憲の行動なりと爲し、之を不當と決議せんとするに在り。聯合民黨各派は獨り前議會解散に伴へる政府の行爲を不當と認むるのみならず、根本に於て政府に信任を置かず。依て決議の範圍を擴張して信任缺乏投票を試みんとし、特種の修正案を提出す。曰く「現内閣の行爲は非理不當なりと認む。依て本院は現内閣に信を措く能はず」と。討論の結果、百三十六に對する百四十九を以て修正案を否決し、百三十一に對する百四十八を以て決議原案を否決す。乃ち規則第二百二十三條に

基きて別種の決議案を作り、十七に對する二百五十三を以て之を可決したり。其決議成文は左の如し。

第五期帝國議會に於て本院未だ其意思行爲を發表せざるに當て政府が之を解散し且つ其理由を明示せざるは立憲的動作にあらずと認む依て本院は第五期議會解散に伴へる政府の行爲に信任を置く能はず茲に之を決議す

閣臣彈劾の奏議

○内外失政に關する上奏案 聯合民黨は前議會解散に關する政府の行爲を不當と認むるのみならず、各解散問題に對して前議會と同一の主張を執らんとす。但々各問題を前議會同一の形式に現はさずして、一切を包括して之を天關に以聞せんことを期し、大井憲

に合ふや否やを以てするが如きは全然無意味なり」云々。

○衆議院の決議 衆議院の各派は皆な前議會解散に憤慨し、之に關して新議院の意思を明かにせんことを期す。自由黨先づ一決議案を提出す。其決議案は、前衆議院が未だ其意思行爲を發表せざるに當りて政府之を解散し、且つ其理由を明示せざるは非立憲の行動なりと爲し、之を不當と決議せんとするに在り。聯合民黨各派は獨り前議會解散に伴へる政府の行爲を不當と認むるのみならず、根本に於て政府に信任を置かず。依て決議の範圍を擴張して信任缺乏投票を試みんとし、特種の修正案を提出す。曰く「現内閣の行爲は非理不當なりと認む。依て本院は現内閣に信を措く能はず」と。討論の結果、百三十六に對する百四十九を以て修正案を否決し、百三十一に對する百四十八を以て決議原案を否決す。乃ち規則第二百二十三條に

基きて別種の決議案を作り、十七に對する二百五十三を以て之を可決したり。其決議成文は左の如し。

第五期帝國議會に於て本院未だ其意思行爲を發表せざるに當て政府が之を解散し且つ其理由を明示せざるは立憲的動作にあらずと認む依て本院は第五期議會解散に伴へる政府の行爲に信任を置く能はず茲に之を決議す

閣臣彈劾の奏議

○内外失政に關する上奏案 聯合民黨は前議會解散に關する政府の行爲を不當と認むるのみならず、各解散問題に對して前議會と同一の主張を執らんとす。但々各問題を前議會同一の形式に現はさずして、一切を包括して之を天關に以聞せんことを期し、大井憲

太郎等の名を以て上奏案を開會劈頭の議會に提出したり。其案先づ「今や閣臣苟且偷安、内治外交共に其の職責を誤り、綱紀頽廢し、威信地に墮つ」と喝破し、前議會の解散を論じて擅に國家立法の材能を沮格したる非理無名の擧なりと爲し、次て前議會解散の理由たる條約履行・軍艦千鳥號事件・及び豫算等の諸問題に入り、政府が上下を欺罔し・皇謨を沮格し・天威を汚瀆し・國權を毀損し・憲法を蔑視し・議會を輕侮し。故らに事實を誣罔して枉げて口實を作爲するものなるを層々論難し、之を總約して謂らく「唯、是のみならず、内治外交共に經紀を失し、百揆日に益々紛亂し、終に復た理むべからざらんとす。然るに閣臣動もすれば衰龍の御袖に隠れ、以て其責を逃れんとす。立憲の聖旨に背き、輔弼の大義に戻る、是より大且つ甚しきはなし。若し夫れ今にして其責を正さずんば、臣等竊かに恐る民心

内に乖離し、國威外に失墜し、延て以て大憲の廢滅・皇運の壞頽を致さんことを」云々

○行政整理に關する上奏案 自由黨は内治外交諸問題を以て政府を彈劾するを欲せず、唯々財政の一問題を以て閣臣戒飭を闕下に奉請せんことを期し、聯合民黨の上奏案と前後して別種の上奏案を提出す。其案、筆を維新五條の誓文に起し、第四議會に於ける官民の衝突、及び詔勅煥發・局面一變の事に及び、其詔勅に基きて決行せる政府の行政整理は、單に一時を彌縫し大事を模稜するに過ぎずして、到底以て人心を一にし民意を慰するに足らずと爲し、最後に議院は至誠以て 天意に奉答せんことを期するも、閣臣の行爲之れと相副はざるを論じ、聖明の威徳を以て閣臣を戒飭し、之をして和協の道を盡さしめんことを望むの意を以てせり。

○上奏案會議、修正可決 衆議院は先づ聯合民黨提出の上奏案を議題と爲し、紛争場裡に討論を續け、遂に百四十四に對する百四十九を以て之を否決したり。次て自由黨提出の上奏案を委員會に付す。聯合派は曩に自由黨提出の決議案を推擴修正せんと試みたる筆鋒に倣ひ、現に問題たる自由黨提出の上奏案に根本的修正を施し、内治外交の失態を一切網羅し、之を天關に訴へて宿昔の希望を達せんことを期し、經營頗る慘憺たり。此意見は委員會に於て多數を占め、一の修正案を作成す。其修正案は、原案の殆んど全部を存置して骨子と爲し、添ふるに前日否決せる聯合派提出上奏案の趣旨を以てし、和協の道に背くの罪を政府に歸し、閣臣に信を置く能はざることを斷言し、原案の唯々閣臣の行事を戒飭せんことを願ふを改めて日月の照鑑を垂れんことを望みたるものにして、最も激切明截なる一通

の彈劾狀たり。委員長は此修正案を議場に報告し、自由黨所屬委員は飽く迄原案を維持して少數意見の報告を爲す。本會議に於て百三十二に對する百六十一を以て少數意見を否決し、百三十九に對する百五十三を以て委員長の報告を可決したり。

○奏疏捧呈 六月一日衆議院議長楠本正隆參内し、前日議決したる奏疏を闕下に捧呈す。其全文左の如し。

衆議院議長臣楠本正隆誠恐誠惶謹み奏す 叡聖文武天皇陛下登極の首め五事の誓文を下し明かに億兆に示し給ひ上下心を一にし盛に經綸を行はしむ大詔の嚴なる屹として山嶽の如く天恩の厚き穆として春風に似たり臣等瞻仰景從日夜孳々として盛徳を翼賛し鴻旨に奉答せんと欲するもの年已に久し然るに比年閣臣其施設を誤り内治外交共に其職責を失し動もすれば則ち累を帝室に及ぼすに至る曩に第四期帝國議會に方り閣臣の見と臣等の議と相觸れ臣等